



港区幼児教育振興アクションプラン Minato City Early Educational Promotion Action Plan

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

令和5（2023）年度改定版

素案 Draft

区は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする港区幼児教育振興アクションプログラムに基づいて取組を推進しています。このたび、令和5（2023）年度が中間年度に当たることから、計画策定以降の新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした社会経済情勢の影響や区民ニーズの変化等を踏まえて計画内容を見直し港区幼児教育振興アクションプラン（改定版）の素案を作成しました。

本素案について、区民等の皆様からのご意見を伺いながら更に検討を重ね、令和6（2024）年2月を目途に、幼児教育振興アクションプランを改定する予定です。

※計画に記載されている金額や指標値、取組等については、国や東京都の動向、令和6（2024）年度当初予算編成の進捗などを踏まえて修正する可能性があります。

令和5（2023）年11月

港区教育委員会

※教育長の挨拶文を掲載予定

目 次

第1章 計画の改定に当たって.....	5
1 計画の概要.....	7
（1）港区幼児教育振興アクションプランとは.....	7
（2）計画の目的.....	7
（3）計画の位置付け.....	8
（4）計画の期間.....	8
2 推進理念.....	9
3 改定の方向性.....	10
第2章 港区の幼児教育に関する現状と課題.....	13
1 改定に当たって踏まえるべき背景.....	15
（1）社会情勢の変化.....	15
（2）国や東京都の状況.....	16
（3）港区の状況.....	18
2 港区の幼児教育に関する現状と課題.....	21
（1）小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続.....	22
（2）幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園較差の是正.....	25
（3）安全で安心できる教育環境の充実.....	28
（4）幼児の健やかな成長や、家庭や地域の教育力の向上のための支援.....	31
（5）幼児一人ひとりの多様性に対応した取組の推進.....	32
第3章 幼児教育の推進.....	35
1 計画の全体像.....	37
2 基本目標と施策の展開.....	38
基本目標1 小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続.....	38
基本目標2 幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園較差の是正.....	46
基本目標3 安全で安心できる教育環境の充実.....	51
基本目標4 幼児の健やかな成長や、家庭や地域の教育力向上のための支援.....	56
基本目標5 幼児一人ひとりの多様性に対応した取組の推進.....	60

第4章 計画の推進.....	63
1 計画の推進体制.....	65
(1) 推進体制.....	65
(2) 各主体の役割.....	65
2 計画の進行管理.....	66
(1) 管理方法.....	66
(2) 評価方法.....	66
資料編	67
1 港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会設置要綱.....	69
2 検討体制・検討経過.....	71
(1) 港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会委員名簿.....	71
(2) 港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会開催経過.....	71
3 港区私立幼稚園・区立幼稚園配置図.....	72
4 関連計画一覧.....	73
5 用語解説.....	74

◆資料編の「用語解説」に掲載している用語には「※」の記号を付けています。

第1章 計画の改定に当たって

1 計画の概要

(1) 港区幼児教育振興アクションプランとは

港区の公私立幼稚園では、幼稚園教育※の質の向上や環境の充実について検討し、公私立幼稚園相互の連携を深め、家庭・幼稚園・地域それぞれが有する教育機能を互いに発揮しながら、子どもの最善の利益を基本とした幼稚園教育※を推進しています。

「港区幼児教育振興アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)は、公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育※の更なる充実をめざすとともに、港区全体の幼児期の教育をリードする総合的な行動計画です。

なお、令和2(2020)年度の策定時には名称を「港区幼児教育振興アクションプログラム」としていましたが、令和3(2021)年度に区における計画等に係る名称の再整理が行い、今回の改定を機に「港区幼児教育振興アクションプラン」に名称を変更することとしました。

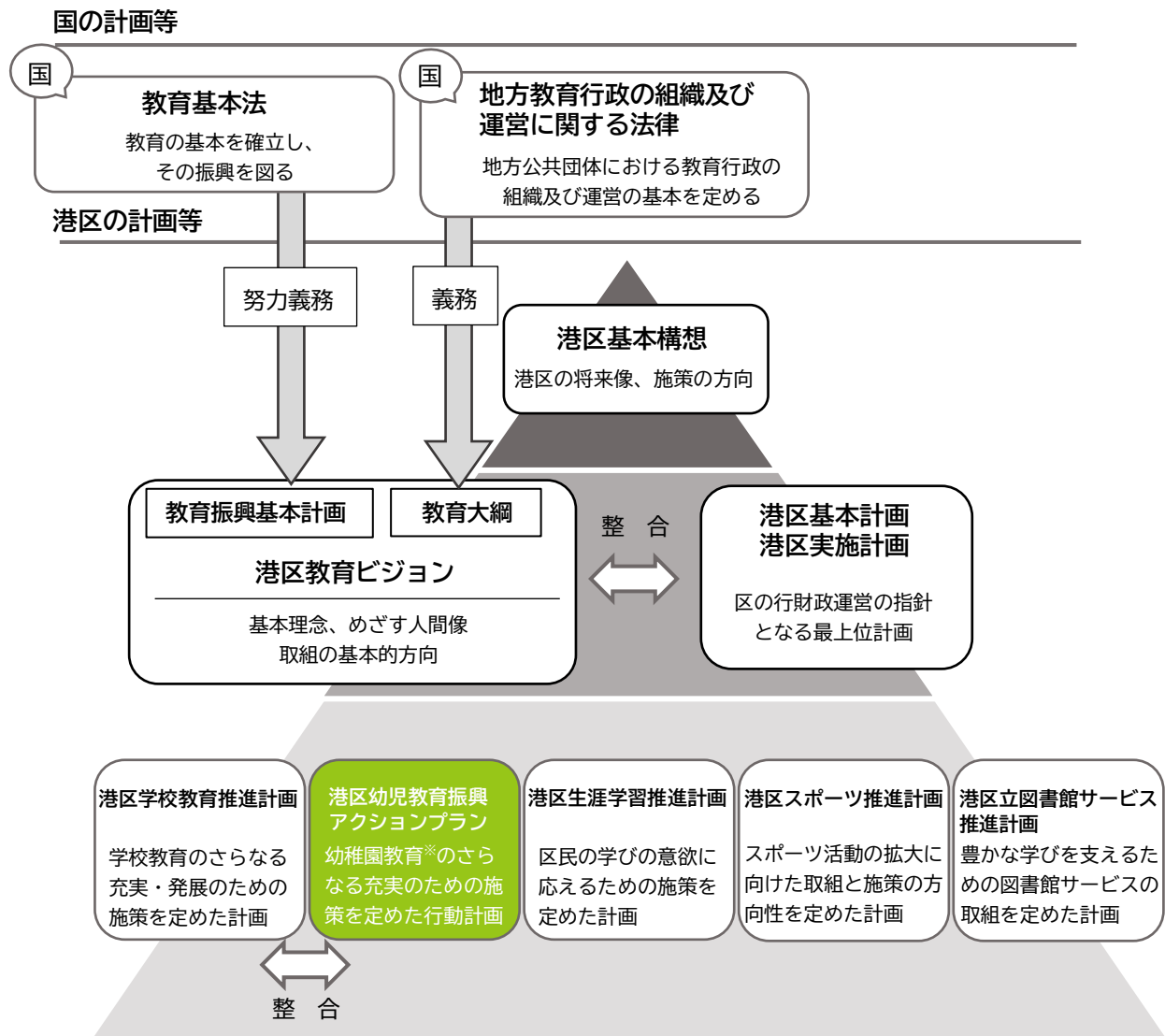
本アクションプランには2つの名称が混在していますが、令和2(2020)年度に策定したものを港区幼児教育振興アクションプログラム、令和5(2023)年度に改定したものを港区幼児教育振興アクションプラン(アクションプラン)と記載しています。

(2) 計画の目的

区は、港区子ども家庭総合支援センターの開設や「みんなと子どもすくすくアクション※」の策定、小学校入学前教育カリキュラム※の改訂など、幼児や幼児のいる世帯への支援充実に取り組んできました。令和5(2023)年4月にこども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」に向けた取組が加速するなかで、幼児一人ひとりの個性をとらえながら健やかな成長を支え、小学校への円滑な接続を推進するため、「港区幼児教育振興アクションプログラム」を改定します。

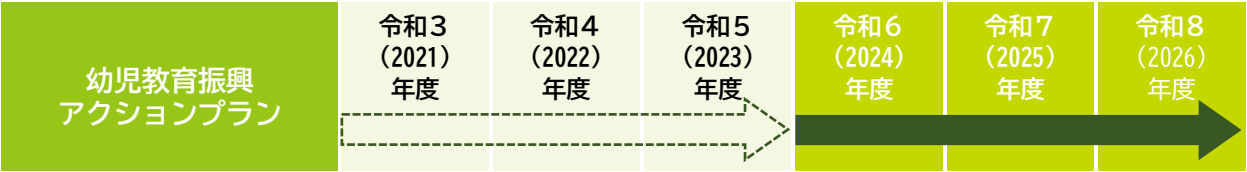
(3) 計画の位置付け

本アクションプランは、「港区教育ビジョン※（港区教育大綱）」を踏まえるとともに、「港区学校教育推進計画」の内容と整合を図り、港区の幼稚園教育※全体の向上をめざすための行動計画です。



(4) 計画の期間

「港区基本計画」や「港区学校教育推進計画」の計画期間と同様に、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間の計画としており、中間年となる令和5(2023)年度に見直しを行いました。



2 推進理念

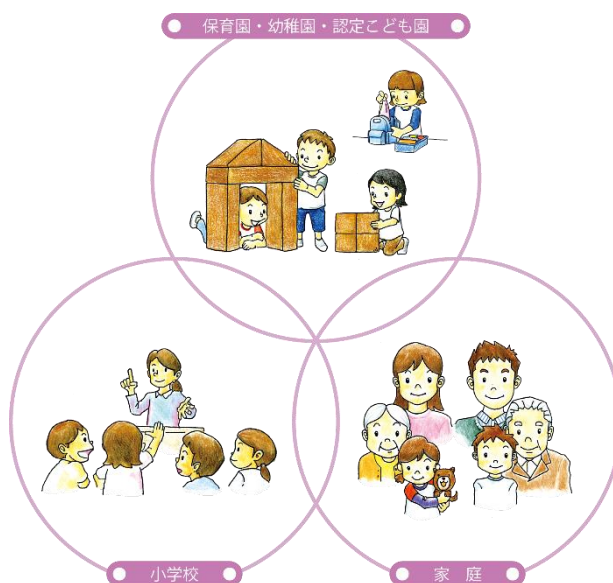
幼児期は、心身の発達の著しい時期で、自我の芽生え、身の自立、言葉の獲得など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

港区では、これらを踏まえ、幼児が基本的な生活習慣を身に付け、遊びや生活をとおりて自ら主体的に人やものと関わり、幼児期にふさわしい経験を十分にできるようにすることが大変重要であると考え、「幼児の生活に豊かな学びを保障する」を港区の幼児教育※の推進理念としています。

幼児の生活に 豊かな学びを保障する

幼 児 に と っ て の 学 び

- ・ 幼児が様々なものや人と出会い、それらとのかかわりの中で、好奇心や探究心をもつこと
- ・ 基本的な生活習慣を身に付けること
- ・ いろいろな遊びをとおりて、体を動かす心地よさを味わうこと
- ・ 試行錯誤を重ねる中で物の特性や物事の法則性に気付くこと
- ・ 目的に向かって挑戦し、多少の困難を乗り越えたときの達成感や自己肯定感を味わうこと
- ・ 言葉を獲得すること
- ・ 創造的な思考力や表現力を身に付けていくこと



出典：小学校入学前教育カリキュラム※より

3 改定の方向性

港区幼児教育振興アクションプログラムは、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの計画として策定しました。令和5(2023)年度に中間年を迎えるに当たり、社会情勢の変化や国・東京都の政策動向、港区におけるこれまでの取組の成果や教育環境の変化等を踏まえ課題を整理するとともに、保護者の意識やニーズ、港区の幼稚園教育[※]や小学校入学前教育[※]の現状を把握するため、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度にアンケート調査を実施しました。

これらの内容を踏まえ、港区全体の幼稚園教育[※]の更なる充実のため、港区幼児教育振興アクションプログラムを改定します。

(1) 小学校入学前教育[※]の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

- ① 幼児の好奇心や探究心、挑戦する意欲、健康な心と体を育むため、主体的に学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、より一層、小学校入学前教育[※]の充実に取り組みます。
- ② 公私立幼稚園の連携による研修や園内研修等による教員の指導力の向上、I C T[※]を利用した教育等により、幼稚園教育[※]全体の質の向上を図ります。
- ③ 幼稚園カウンセラー[※]の派遣等を通じ、公私立幼稚園の相談機能の更なる充実を図ります。
- ④ 幼児教育[※]と小学校教育の更なる円滑な接続及び「架け橋期の教育[※]」の充実のため、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携や交流を推進します。
- ⑤ 多様な文化や価値を背景にもつ幼児が在籍している港区の特性を生かし、外国人の保護者の協力や地域資源の活用により、幼児が外国人とふれあう機会や外国人とのコミュニケーションや文化について知る機会を充実します。
- ⑥ 幼児が豊かな生活体験や自然体験を得られるように、優れた知識や技能、経験や特技をもつ港区の多様な人材や団体、地域との連携を図ります。

(2) 幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園較差の是正に向けた取組を推進します。

- ① 幼稚園入園のニーズを的確に把握し、地域や年齢ごとの需要を細かく捉え、港区全体で需給バランスを図りながら、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制を確保します。
- ② 保護者の教育力を支え、各家庭の状況に応じた保育を実施するため、預かり保育の充実や満3歳児保育[※]の検討など、柔軟な保育の拡充を図ります。

- ③幼稚園、保育園、認定こども園など、それぞれのよさを十分に知ったうえで家庭に選択してもらうよう、幼稚園の魅力向上や情報発信の強化に取り組みます。
- ④ICT※の活用により、保護者の利便性の向上や教職員の負担軽減を図ります。
- ⑤幼稚園入園を希望する保護者が、「公立」「私立」を問わず、幅広い選択ができる環境を整え、保護者の負担の公平性を図るため、これまでの取組を踏まえつつ、引き続き、公私立幼稚園の保護者負担の較差を是正します。

（３）安全で安心できる教育環境の充実にに向けた取組を推進します。

- ①幼稚園における防犯対策や首都直下地震、大雨などの自然災害から幼児を守る防災対策を進めます。
- ②コロナ禍や様々な社会情勢における経験を踏まえ、感染症等の脅威への意識を高め、安全策を講じながら安定的に園運営を維持できるよう支援をするとともに情報共有の体制強化を図ります。
- ③登降園時や園外保育時における交通安全対策に取り組むとともに、バスの送迎に係る幼児の安全を確保します。
- ④区立幼稚園について、施設の老朽化等に対応し、計画的に改築や改修を進めます。
- ⑤公私立幼稚園が協力して研修等を実施し、不適切な事案が生じないよう、安全で安心できる教育環境の充実に取り組みます。

（４）幼児の健やかな成長を支え、家庭や地域の教育力向上のための支援を推進します。

- ①未就園児やその保護者に対し、幼稚園施設等を活用した体験の機会を設けることで、乳幼児同士・保護者同士の交流を広げ、深めるとともに、幼稚園の教育内容や園生活等の情報提供に努めます。
- ②自然環境豊かな園庭を活用しての外遊びの機会を設けることで、幼児の健康保持や体力の向上を図ります。
- ③日頃の幼児や保護者の様子を園内で情報共有するとともに、児童相談所と緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
- ④アフターコロナにおいても安心して子どもを育てられるように、子育てに関する不安の解消や地域・子育て世代との交流などの取組を幼稚園を通じて情報提供します。保護者自身が子育てを振り返るきっかけをつくるとともに、子育てについて学ぶ機会をつくることなどにより、幼稚園と家庭との連携を深め、子育てをすることの喜びを下支えするとともに、家庭の教育力の向上につなげます。

（５）幼児一人ひとりの多様性に対応した取組を推進します。

- ①幼児一人ひとりの個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を進めます。
- ②言語や文化の違いから、外国人の幼児や保護者との意思疎通を図ることが難しい場合があるため、外国人の幼児や保護者に配慮した園運営を推進します。
- ③特別な配慮を必要とする幼児の早期発見や支援をするとともに、障害児や医療的ケア児[※]についても、保護者とのヒアリングや関係機関との連携により適切に受け入れられる体制を整えます。

第2章 港区の幼児教育に関する現状と課題

1 改定に当たって踏まえるべき背景

(1) 社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

令和2(2020)年以降、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症も、令和5(2023)年5月には感染症法上の2類相当から5類へ移行され、法律に基づいた外出自粛の要請がなくなり、感染症対策は個人の判断に委ねられました。コロナ禍により浸透した新しい暮らし方を踏まえながら、制限されていた教育活動を徐々に再開し、発展させるための取組を進める必要があります。

②DX※の進展

DX※はデジタル技術の進歩とともに自治体でも拡がりを見せており、行政サービスの充実や効率化が進んでいます。こうしたデジタル技術を活用することにより、教育や遊びの幅を広げるとともに、保護者の利便性向上や幼稚園の負担軽減に取り組む必要があります。

③総合的な子ども政策の推進

令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもまんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。出生率の低下や少子化への対策、困難な状況にある子どもの支援や居場所づくりなど、横断的に切れ目のない子ども・子育て政策を推進していく必要があります。

④自然災害の頻発や激甚化

首都直下地震や頻発化、激甚化する大雨に伴う水害など、区民の日常生活を一変させる大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。こうした様々な脅威から子どもたちの命を守るための対策が必要です。

⑤地域共生社会※の実現に向けた取組の推進

家庭環境や国籍の違い、子どもに対する障害や発達不安など、家庭のあり方やニーズが多様化する中で、幼稚園においても個に合わせたきめ細かな支援が必要とされています。幼稚園や家庭の力だけでなく、地域の住民や企業、近隣の保育園や学校とともに取り組み、それぞれがともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って暮らせる地域共生社会※の実現に向けた取組の推進が一層求められています。

(2) 国や東京都の状況

①こども家庭庁の創設

令和5(2023)年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁の体制は、企画立案や総合調整を担う「長官官房」と、「成育局」、「支援局」の3つで構成され、そのうちの「成育局」において「就学前の全てのこどもの育ちの保障」として、保育園や認定こども園の総括、幼稚園に係る文部科学省との調整を行います。

令和5(2023)年4月に開催されたこども家庭審議会(第1回)において、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の策定に向けた論点整理が公表されました。この基本的な指針(仮称)は、すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的として策定される予定です。こどもの誕生から幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な考え方として、①「身体」「心」「社会(環境)」のすべての面での育ちを一体として保障、②発達の鍵となる安心と挑戦の循環、③それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」の視点の3つの考え方が示されています。

②子どもや家庭の多様性の尊重

令和3(2021)年6月に「医療的ケア児[※]及びその家族に対する支援に関する法律」の法案が可決され(令和3(2021)年9月施行)、国や地方自治体は医療的ケア児[※]及びその家族に対する支援に関わる施策を実施する責務を負うこととなりました。

令和4(2022)年6月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では乳幼児期の対応策として、外国人の幼児に対し幼稚園、保育園等への入園を促進し義務教育諸学校への就学に円滑につなげる重要性を言及しています。

令和5(2023)年6月には、就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠内で時間単位等で幼稚園や保育園を利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)[※]」の創設及び令和6(2024)年度からの運用開始が発表され、全ての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化することとしました。

③安全・安心な教育環境の充実

一部の保育施設等で、大声で叱る、倉庫に閉じ込めるなどといった虐待等が行われていたという事案が相次ぎ、国は令和5(2023)年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し、不適切な保育や虐待等の考え方の明確化を行うとともに、保育園等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育園等や自治体にそれぞれ求められる事項等を改めて整理し示しました。

また、幼稚園・保育園・認定こども園等のバス送迎時の置き去りに起因する死亡事故を受けて、国は令和4(2022)年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定し、令和5(2023)年4月から園児らの見落としを防止する安全装置を義務付けました。

④幼保小の架け橋プログラムの推進

幼稚園教育要領※、保育所保育指針※、幼保連携型認定こども園教育・保育要領※と小学校学習指導要領※では、幼児教育※と小学校教育との円滑な接続を重視しています。

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすものとして、国は「幼保小の架け橋プログラム」を実施しています。令和4（2022）年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育※の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

⑤東京都こども基本条例の施行と子供政策連携室の設置

令和3（2021）年4月に東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行され、第十六条では、こども施策を総合的に推進する体制の整備が規定されました。

また、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、令和4（2022）年4月に「子供政策連携室」を設置しました。

⑥「未来の東京」戦略 version up 2023 及びこども未来アクションの策定

東京都は令和5（2023）年1月に『未来の東京』戦略 version up 2023」を策定し、もともと大きな切り口として掲げていた「チルドレンファーストの社会」における政策を強化することとし、出産・子育ての負担軽減や子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、全ての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会づくりなどを推進しています。

また、同時期に様々な工夫を凝らして子どもの生の声を聴き取り、対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション」を策定し、幼稚園や保育園といった施設類型の垣根を超え、多彩な体験・経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定するなど、幼児教育※・保育の充実に向けて取り組んでいます。

⑦東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直し

令和4（2022）年度に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の中間見直しが実施されました。

東京都は引き続き5つの目標を掲げて子ども・子育て支援施策を推進していくこととし、その一つの目標である「乳幼児期における教育・保育の充実」において、幼稚園や保育園といった施設類型の垣根を超えて乳幼児が多彩な体験・経験に触れ合うことのできるプログラムの策定や、保育園等で児童を定期的に預かる新たな仕組みの創出、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組などを行うこととしています。

(3) 港区の状況

①港区子ども家庭総合支援センターの開設

令和3(2021)年4月に港区子ども家庭総合支援センターを開設しました。この施設は、親子が気軽に立ち寄れる子育ての拠点である港区立子ども家庭支援センター、母子が入所し自立を支援するための港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい、そして専門職による児童の診断とその家庭への援助を行う専門相談機関である港区児童相談所が併設された複合施設です。これにより、区は児童相談所設置市となりました。

児童虐待などの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設の持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、子どもの自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもや家庭への丁寧な支援を行っています。

②0歳～5歳人口の推移

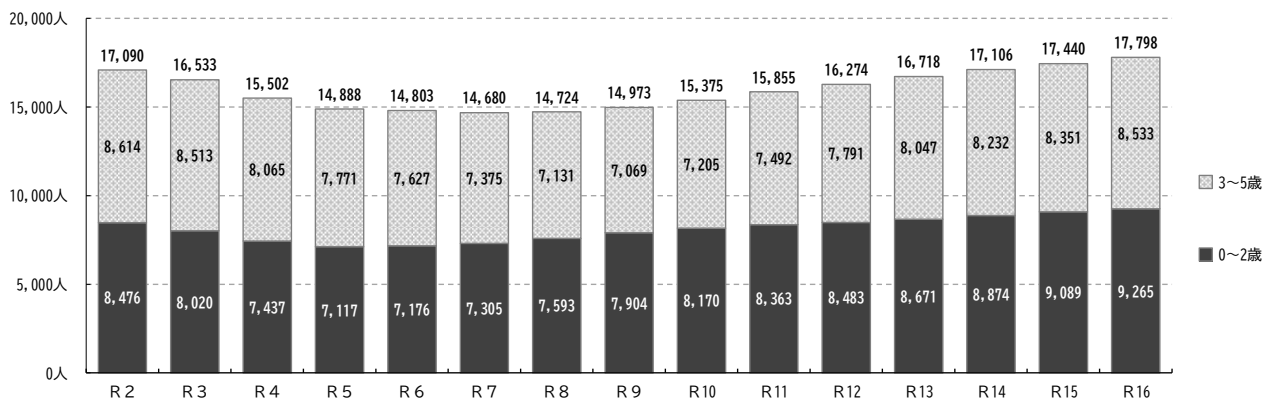
令和16(2034)年までの人口推計を行った令和5(2023)年3月の港区人口推計によれば、0歳～5歳人口は令和5(2023)年の14,888人から令和7(2025)年の14,680人まで減少するものの、令和8(2026)年には14,724人と増加に転じ、令和16(2034)年の17,798人まで増加し続けると予測されています。

0歳～5歳人口について、幼児教育振興アクションプログラム策定時の令和2(2020)年(17,090人)と比べると、計画期間最終年である令和8(2026)年(14,724人)は2万人以上減少している状況と予測されており、令和2(2020)年の水準に戻るには時間がかかる見込みです。

0歳～2歳人口は、令和2(2020)年(8,476人)から令和5(2023)年(7,117人)まで減少するものの、令和6(2024)年(7,176人)以降は令和16(2034)年まで増加し続け、令和12(2030)年(8,483人)に令和2(2020)年の人口を超える見込みです。

3歳～5歳人口は、令和2(2020)年(8,614人)から令和9(2027)年(7,069人)まで減少し続け、令和10(2028)年(7,205人)から増加に転じ、令和16(2034)年(8,533人)まで増加し続けますが、令和2(2020)年の水準には至らない見込みです。

0歳～5歳人口推計



出典：港区人口推計（令和5(2023)年3月）

③各種関連資料の改訂

令和2(2020)年3月に改訂した「小学校入学前教育カリキュラム※」を受けて、5歳児の保護者向けに、小学校入学前に家庭で取り組みたいことをまとめたリーフレット「みなときっずなび※」を令和2(2020)年4月に改訂しました。

その他、3～4歳の保護者向けに、子どもの健やかな発達や成長につながるよう取り組むをまとめた「家庭で大切にしたいことハンドブック※」(令和3(2021)年3月改訂)や、5歳児の幼児が自ら考え、主体的に生活することをめざした指導事例集「5歳児指導ポイント集※」(令和5(2023)年3月)を改訂しています。

④子育て支援検討に当たってのアンケート調査の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により区内の小学校入学前の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、区内在住の小学校入学前の子どもがいる全世帯を対象とした「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」を令和4(2022)年1～2月に実施し、有効送付数13,233世帯に対し、6,010世帯から回答がありました。

平成30(2018)年度のデータと比較すると、3～5歳児の幼稚園利用者割合は41.6%から32.6%に減少している一方、保育園等利用者割合及び認可外保育施設・各種学校利用者割合は増加しており、幼稚園から他の施設種別に利用が移っていることがうかがえます。

また、共働き世帯と専業主婦(主夫)世帯では、2歳から3歳にかけての施設利用割合の変化の傾向が異なります。共働き世帯では施設の選択肢が増える3歳においても全体の67.8%が保育園等を利用し続ける(幼稚園は全体の11.8%)のに対し、専業主婦(主夫)世帯では、全体の75.3%が幼稚園を選択しています。

幼稚園の利用を希望しているにもかかわらず利用できていない理由を見ると、区立、私立どちらの幼稚園利用希望世帯も4割強が「入園を希望する施設の対象年齢に達していないから」と回答し、区立幼稚園利用希望世帯の24.2%、私立幼稚園利用希望世帯の31.3%が「保育時間が保護者の就労状況等と合わないから」と回答しました。

さらに、ひとり親世帯や両親がともに外国籍の世帯の割合(4.2%、2.5%)、子どもに対して障害や発達に関する不安を持っている世帯の割合(9.0%)、コロナ禍以降、子どもと一緒に過ごす時間が増えたと感じる世帯の割合(69.5%)などの実態もわかっており、調査結果を踏まえた支援策の早期充実を目的として、令和5(2023)年2月に「みんなと子どもすくすくアクション※」を策定しました。

⑤幼稚園への調査やヒアリングについて

公私立幼稚園に対しアクションプランの実施状況調査を、区立幼稚園長に対しヒアリングを行いました。

実施状況調査では、近隣の幼稚園や保育園、小・中学校との交流などを実施したいが日程や打ち合わせの調整が難航する、地域人材や企業を招いた体験活動をしたいが情報やつながりが乏しいうえに、日程調整等も難航するなど、実施に向けたハードルがあるという意見がありました。

第2章 港区の幼児教育に関する現状と課題

区立幼稚園長へのヒアリングでは、子どもの生活や運動に関する課題として、生活習慣の習得の遅れや体を動かしている子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られるという意見がありました。また、運動の機会の減少、遊び場の不足による同年代、異年齢との交流の減少に関する懸念が聞かれた一方、スマートフォンなどICT※機器が幼児の生活に浸透していることや、外見や言葉にとらわれず外国人が周囲にいることに臆さない傾向など見られることがわかりました。

2 港区の幼児教育※に関する現状と課題

港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向け、保護者の意識やニーズを把握するために「港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査」を、港区の幼稚園教育※や小学校入学前教育※の現状を把握するために「港区幼児教育振興アクションプログラム実施状況等調査」を実施しました。

上記アンケート調査に加え、令和4年度に実施した「港区の就学前児童に対する子育て支援検討にあたってのアンケート調査」の結果等を踏まえ、港区の幼児教育※に関する現状と課題を整理しました。

港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査の実施概要

- 調査目的 港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向け、公私立幼稚園における教育等について、保護者の要望等を把握し、今後の教育施策の検討に当たっての基礎資料として活用するため。
- 調査対象 満2歳から満5歳までの子どもの保護者 1,000名（うち80名は外国人）
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出
- 調査方法 郵送配付、回収は郵送又はインターネットにより回収
- 調査期間 令和4（2022）年10月26日（水）～11月18日（金）
- 有効回収率 34.2%（回収数：342件）

港区幼児教育振興アクションプログラム実施状況等調査の実施概要

- 調査目的 港区幼児教育振興アクションプログラム（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）に掲載している各事業の実施状況等を把握し、次期プログラムの策定に当たっての基礎データとするため。
- 調査対象 港区内の公私立幼稚園 26園
- 調査方法 メールによる発送・回収
- 調査期間 令和5（2023）年4月19日（水）～5月1日（月）
- 有効回収率 100%

港区の就学前児童に対する子育て支援検討にあたってのアンケート調査の実施概要

- 調査目的 区内の就学前の子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、環境変化前後のニーズ等を改めて把握し、早急に子育て支援策につなげるため。
- 調査対象 区内在住の就学前児童がいる全世帯 13,233世帯
- 調査方法 郵送配付、回収は郵送又はインターネットにより回収
- 調査期間 令和4（2022）年1月19日（水）～2月14日（月）
- 有効回収率 45.4%（回収数：6,010世帯）

(1) 小学校入学前教育※の充実と小学校教育への円滑な接続

① 現状

幼稚園、保育園、認定子ども園等の各幼児教育施設は、生涯にわたる人格に触れ、心身の発達に必要な経験をする場です。幼児の発達の特性を踏まえ、基本的な生活習慣の定着とともに人と関わる力や思考力、判断力、表現力の芽生え、規範意識の芽生えを育む必要があります。

このため、各施設では、幼児が友達と関わって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間などの整備のほか、幼児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境の下で、直接的・具体的な体験をとおして、幼児が発達に必要な体験を得られるような指導の工夫に努めています。

また、幼児が様々な文化に触れた豊かな生活体験が得られるよう、港区の地域特性を生かし、外国人とふれあう機会や多様な地域人材・団体との連携による体験活動を展開しています。

こうした幼児教育※の充実が小学校以降の教育につながることから、区では小学校への円滑な接続のための、5歳児のカリキュラムと小学校1年生の入学当初から1学期頃までのスタートカリキュラムをつなぐ「小学校入学前教育カリキュラム※」の活用や、公私立幼稚園それぞれにおける職層に応じた研修の実施、研究発表会等の教職員の学びの機会の提供をとおして、教育の質の更なる向上に取り組んでいます。

上記に関連して、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校では、教職員による情報共有や意見交換の場として、各小学校区域の状況に合わせて「保幼小合同研修会」を年1回以上実施するなど、小学校入学前教育※に連携し取り組むことにより、小学校教育への円滑な接続に努めています。

なお、こうした取組の中で、保護者が抱く子育ての孤独感や不安を解消し、幼稚園の相談機能を高めるため、幼稚園カウンセラー※を派遣し教員や保護者への指導、助言に取り組んでいます。

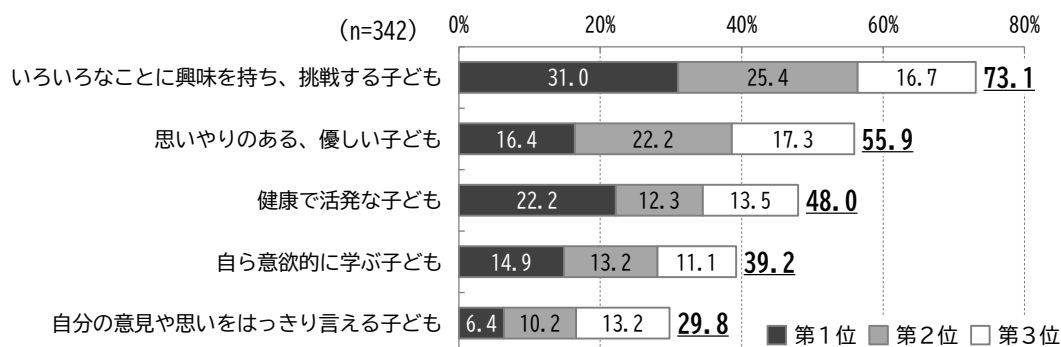
このように、幼稚園、保育園、認定こども園等では、幼児期にふさわしい生活を展開することをとおして、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにするとともに、幼児一人ひとりのよさや可能性などを把握し、小学校以降の教育へとつなぐ教育の充実を図っています。

② 関連するアンケート調査結果

ア 育ってほしい子どもの資質 (港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査)

小学校入学時点でどのような子どもに育ってほしいかについて、「いろいろなことに興味を持ち、挑戦する子ども」が73.1%（前回61.6%）で最も多く、次いで「思いやりのある、優しい子ども」が55.9%（前回52.1%）、「健康で活発な子ども」が48.0%（前回38.1%）と続いています。「いろいろなことに興味を持ち、挑戦する子ども」と「健康で活発な子ども」の割合が前回調査と比べて10ポイント前後高くなっています。

小学校入学時点でどのような子どもに育ってほしいか（上位項目を抜粋）

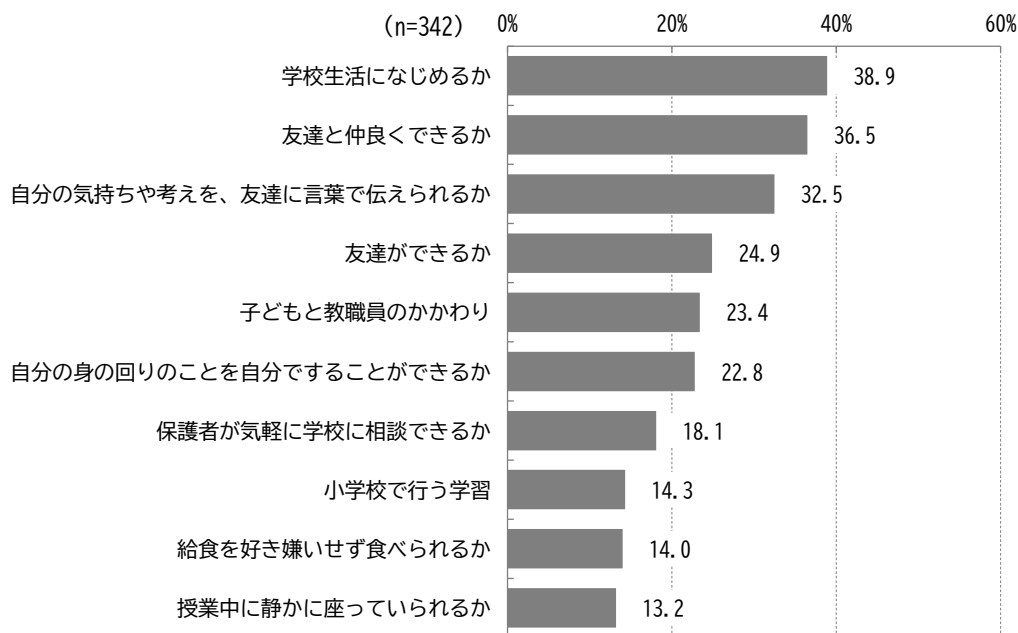


注) 回答者には「その他」を含む9項目から1位から3位までそれぞれ一つ回答してもらっている。

イ 小学校入学に向けての不安（港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査）

小学校入学に向けて不安に感じることに、「学校生活になじめるか」が38.9%と最も多くなっています。また、「友達と仲良くできるか」(36.5%)と「自分の気持ちや考えを、友達に言葉で伝えられるか」(32.5%)、「友達ができるか」(24.9%)が次いで多く、子どもの人間関係に対して不安を感じている人が多い傾向がうかがえます。

小学校入学に向けて不安に感じること（上位項目を抜粋）



注) 回答者には「その他」を含む16項目から複数選択により回答してもらっている。

課 題

小学校入学前教育カリキュラム※の活用や教員向け研修の充実などこれまでの取組を継続していくとともに、コロナ禍によって減少した同年代や異年齢の交流を回復させ、地域人材による様々な生活体験や地域特性を生かした多様な文化を知る機会の充実などに取り組んでいく必要があります。

アンケート調査からは、育ってほしい子どもの資質として、好奇心・探究心、挑戦する意欲、健康な心と体があげられており、こうした資質を十分に育むためのよりよい教育環境をつくり出していくことが求められます。小学校入学に向け、子どもの新たな生活や人間関係の形成に不安を感じている子どもや保護者が多く、引き続き小学校との連携を推進していくことが必要です。

より一層、小学校入学前教育※の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進することが求められています。

(2) 幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園較差の是正

① 現状

区における3～5歳人口は減少見込みの中、全体における幼稚園の就園率は20%台後半で推移し、減少傾向にあります。区では地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し幼児の受入れ体制の確保に努めています。令和元(2019)年10月に開始された幼児教育・保育の無償化においては、私立幼稚園の保育料等に対し区独自の助成制度を設けており、公私立幼稚園の是正に向けて取り組んでいます。

また、様々な家庭の事情に柔軟に対応できる保育の実施及び推進や、各園の特色の情報発信、園務支援システム*導入や補助金申込手続のオンライン化などを実施することで教職員の負担軽減や保護者の利便性向上を図り、幼児を受け入れるための環境整備を進めています。

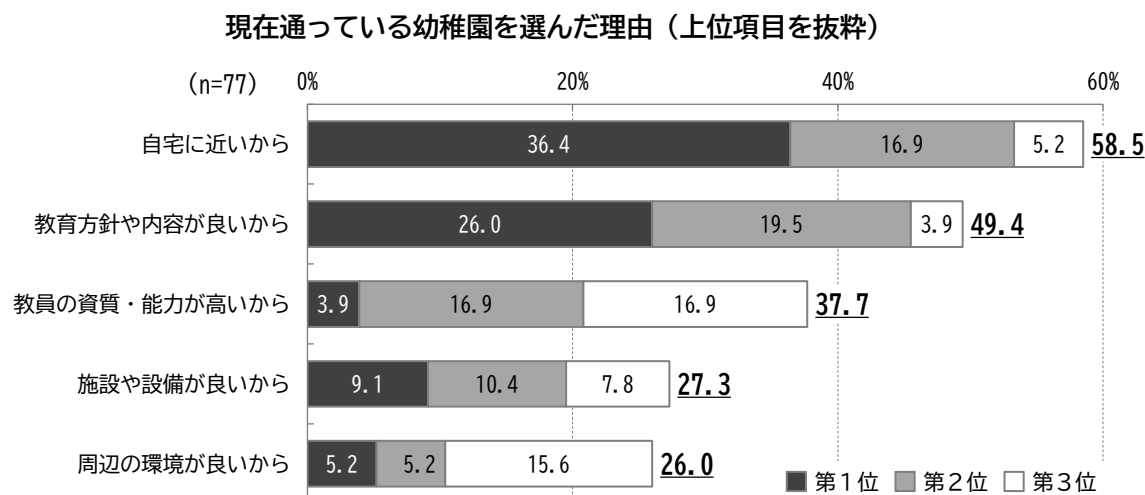
② 関連するアンケート調査結果

ア 幼稚園を選んだ理由

(港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査)

現在通っている幼稚園を選んだ理由について、「自宅に近いから」が58.5%で最も多く、次いで「教育方針や内容が良いから」が49.4%となっています。「教員の資質・能力が高いから」は37.7%と、前回調査の22.7%と比べて15.0ポイント高くなっています。

「教育方針や内容が良いから」の具体的な内容として、「子ども一人ひとりを尊重してくれる」や「子どもの自主性を重視してくれる」といった声が複数ありました。



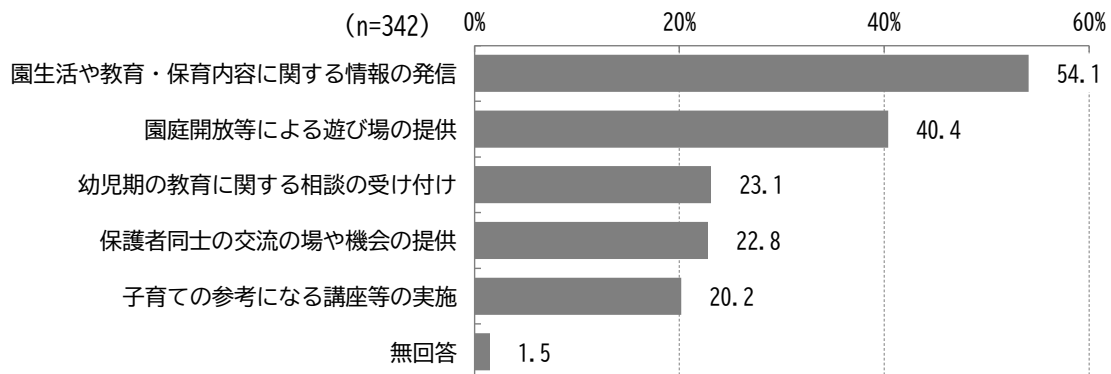
注) 回答者には1位から3位までそれぞれ一つ回答してもらっている。

イ 幼稚園等に特に力を入れて取り組んでほしいこと

(港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査)

幼稚園や保育園等で特に力を入れて取り組んでほしいと思うことについて、「園生活や教育・保育内容に関する情報の発信」が54.1%と最も多く、次いで「園庭開放等による遊び場の提供」が40.4%となっており、情報発信と遊び場の提供を求める声が多いことがわかります。

幼稚園や保育園等で特に力を入れて取り組んでほしいこと

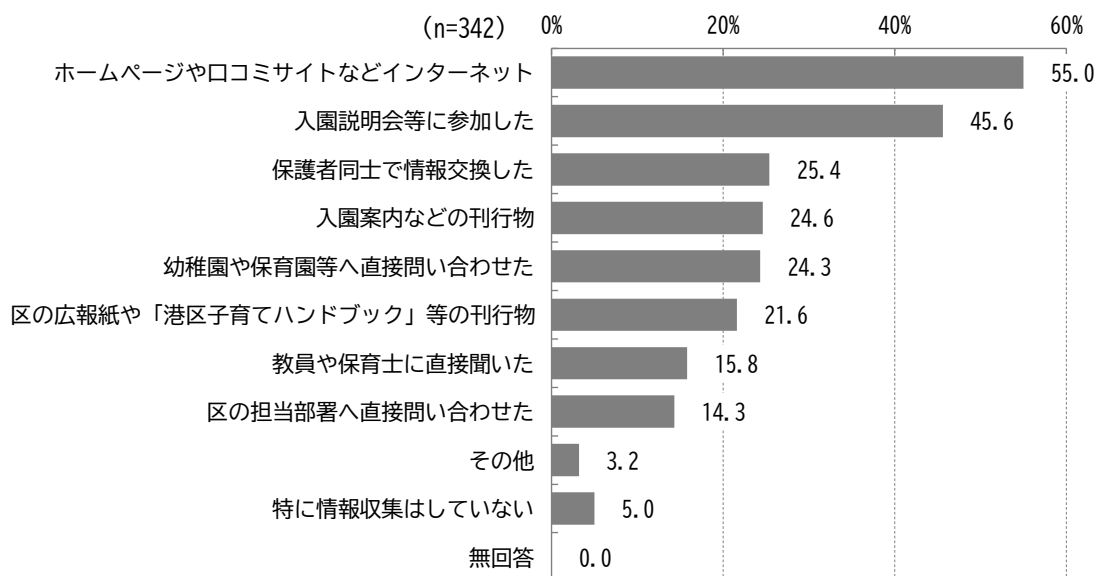


ウ 幼稚園等への入園に当たり得た情報の入手方法

(港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査)

子どもの幼稚園や保育園等への入園に当たり得た情報の入手方法について、「ホームページや口コミサイトなどインターネット」が55.0%と最も多く、いつでも手軽に入手できるインターネットを利用した方法が主流となっていることがうかがえます。

子どもの幼稚園や保育園等への入園に当たり得た情報の入手方法



課 題

各幼児教育施設のよさを十分に知ったうえで家庭に選択してもらうよう、幼稚園ならではの魅力を積極的に発信していく必要があります。幼稚園や保育園等の入園のための情報収集ツールとしてインターネットが最もよく利用されていることから、各園が施設の特色や魅力をホームページやSNS※等で効果的に発信することが必要です。園生活や教育・保育内容の情報発信、園庭等の遊び場の提供などへの保護者のニーズが大きく、これらを捉えた対応が求められています。

また、子どもの個性や自主性を尊重・重視してくれる幼稚園を選ぶ保護者が増えており、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな指導が求められています。

幼児人口、幼稚園就園率ともに減少傾向の中で、幼稚園入園の需要を的確に捉え、需給バランスを見極めて受入れ体制を確保していかなければなりません。さらに、幼児を取り巻く状況の変化をつぶさに捉えながら、公私立較差是正のために柔軟に取り組んでいく必要があります。

(3) 安全で安心できる教育環境の充実

① 現状

首都直下地震や集中豪雨などの自然災害、子どもを狙った犯罪や交通事故など、様々な脅威から幼児の命を守るため、幼稚園、保護者、警察署や消防署といった地域の関係機関が連携して訓練や講習会等を実施しています。交通安全対策や感染症対策なども含め、事前の対策やマニュアルの作成により、発生を防ぐとともに万が一事象が発生した際には迅速に対応できる体制を整えています。

区立の幼稚園においては、定期的に施設・設備、大型遊具の安全点検を実施し、計画的に改築や改修を進めています。

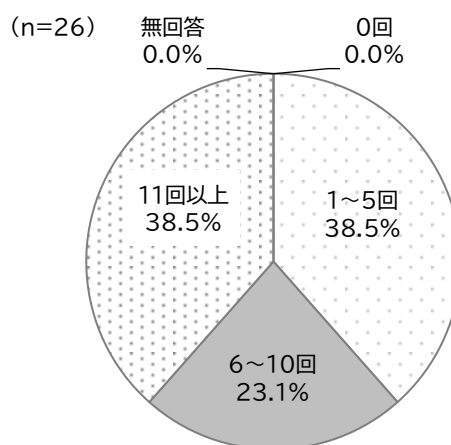
② 関連するアンケート調査結果

ア 公私立幼稚園の防災対策の実施状況 (港区幼児教育振興アクションプログラム実施状況等調査)

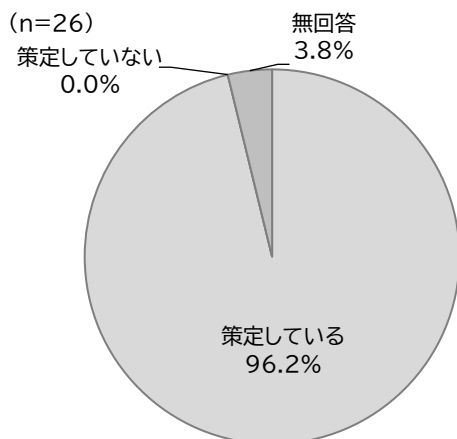
公私立幼稚園における1年当たりの防災訓練の実施回数について、「1～5回」と「11回以上」が38.5%、「6～10回」が23.1%となっており、実施回数にばらつきが認められます。関係協力機関は主に地域の消防署や警察署、系列校の専門学校で、避難訓練や身の守り方指導などの園児向け訓練と、消火訓練やAED講習などの教員向け訓練などを実施しています。

防災対策として、防災計画を策定しているのは96.2%、食料品・日用品等の備蓄をしているのは100%となっており、計画づくりと備蓄はほとんどの園で実践していることがわかります。

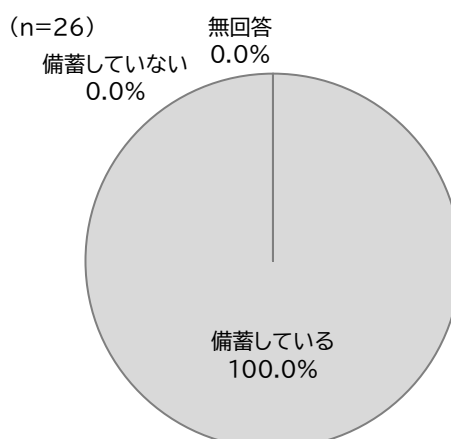
1年当たりの防災訓練の実施回数



防災計画の策定状況



食料・日用品等の備蓄状況



イ 公立・私立幼稚園の防犯対策・危機管理対策の実施状況

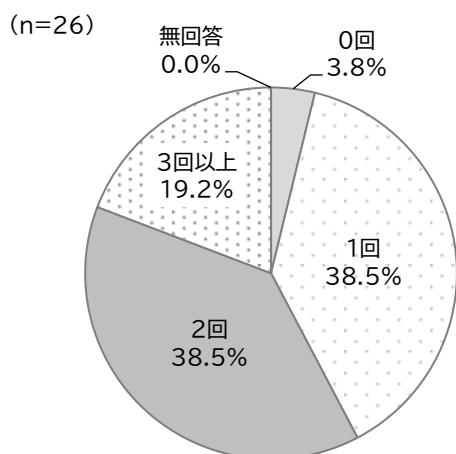
(港区幼児教育振興アクションプログラム実施状況等調査)

公立・私立幼稚園における1年当たりの防犯訓練の実施回数について、「1回」と「2回」が38.5%と、年に1～2回が7割半ばとなっています。また、全ての公立・私立幼稚園が危機管理マニュアルを策定しています。

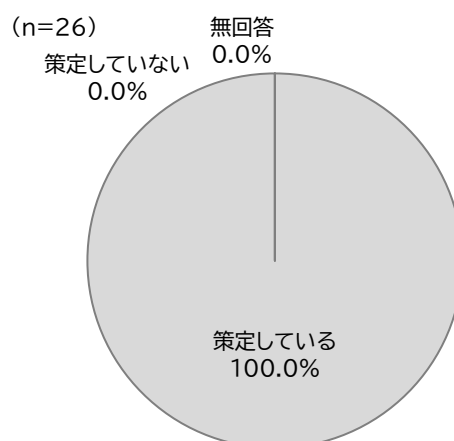
公立・私立幼稚園のうち、すぐメールを利用しているのは73.1%、保護者への情報伝達のためにSNS※を利用しているのは76.9%となっており、7割半ばがICT※によるコミュニケーションを活用した防犯対策を実践していることがわかります。

これらの防犯対策により、園児・教員ともに防犯意識の向上に寄与しているものの、実際に訓練どおり対応できるのか、保護者とメール等の送受信が円滑にできるかどうかなどは課題となっています。

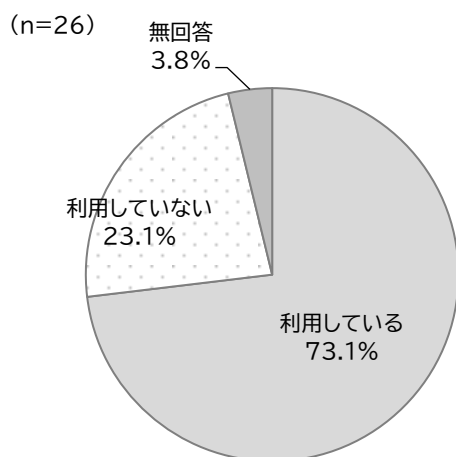
1年当たりの防犯訓練の実施回数



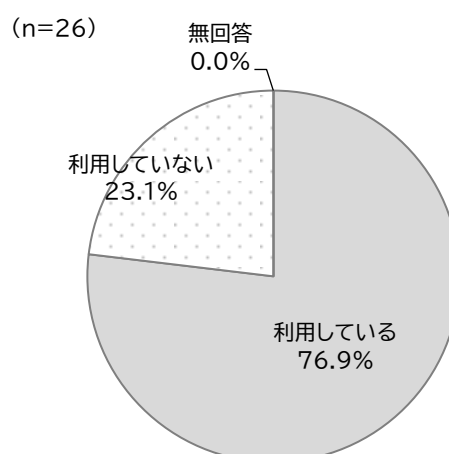
危機管理マニュアルの策定状況



すぐメールの利用状況



保護者への情報伝達のためのSNS※利用状況



課 題

アンケート調査からは、各園がそれぞれに防災対策や防犯対策等に取り組んでいることがわかります。引き続き災害や犯罪、感染症などの様々な脅威に対する事前の訓練や対策を重ねることで、教職員、幼児が常時、非常時どちらにおいても意識をしながら行動できるよう取り組んでいく必要があります。

さらに、登降園時の安全対策や施設の管理など、幼児の毎日の安全を守るための取組も求められています。

また、不適切な指導等の事例が生じることのないよう、教員間の情報共有やチームワークの形成など、園内体制を整えていく必要があります。

(4) 幼児の健やかな成長や、家庭や地域の教育力の向上のための支援

① 現状

幼稚園の特長でもある自然あふれる園庭で、好奇心や想像力をかき立てる豊かな体験ができるように取り組んでいます。教員と保護者、保護者同士のコミュニケーションの機会を捉え、保護者が幼児の発達を理解などを深め、子育ての悩みを共有できるように努めています。また、家庭で大切にしたいことハンドブック※を活用し、発達段階において幼稚園や家庭でどのように過ごすことが大切かをわかりやすく伝えています。

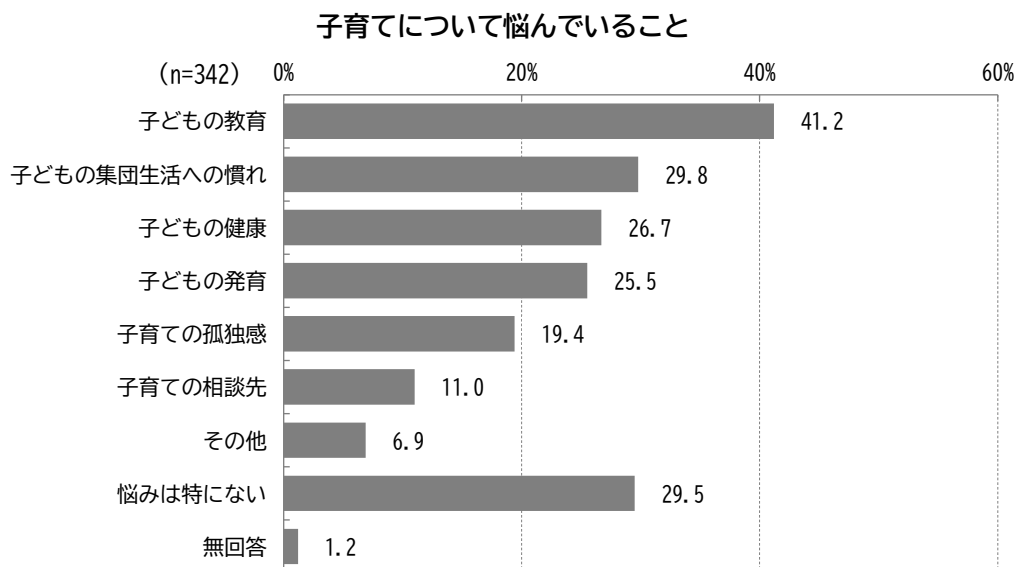
さらに、保護者の悩みに寄り添った支援や預かり保育の実施などにより家庭の教育力を支えるとともに、未就園児の会や園庭開放など在園児以外の家庭や地域との関わりを創出しています。

また、幼児の様子やふるまい、親子のやりとりから見える関係性などを情報共有し、虐待の未然防止や早期発見につながるよう取り組んでいます。

② 関連するアンケート調査結果

ア 子育てについての悩み (港区の就学前児童に対する子育て支援検討にあたってのアンケート調査)

子育ての悩みについて具体的には「子どもの教育」が41.2%と最も多く、次いで「子どもの集団生活への慣れ」が29.8%、「子どもの健康」が26.7%、「子どもの発育」が25.5%となっています。



課 題

園庭を活用して思い切り体を動かし、季節の移り変わりを感じながら豊かな体験ができるよう、引き続き環境を整えるとともに、こうした環境を生かすための工夫をしていく必要があります。

また、アンケート調査で保護者の約7割が子育てに関する悩みを抱えていることから、保護者の子育てにおける悩みや孤独に対して手を差し伸べられるよう、多様なコミュニケーションの場を設け、解決のための支援をし続けることが必要です。

(5) 幼児一人ひとりの多様性に対応した取組の推進

① 現状

幼稚園では、幼児一人ひとりをかけがえのない存在として、それぞれ独自の行動の仕方、表現の仕方などをしていてと考え、その独自性を大切にした教育を行っています。

幼児一人ひとりに応じるとはいつでも活動形態を個々ばらばらにするのではなく、幼稚園は集団の教育力を生かす場であるため、集団の生活の中で、幼児たちが互いに影響し合うことをとおして、一人ひとりの発達を促しており、それぞれの発達の特性を生かした集団をつくり出すことを大切にしています。

教員は、幼児一人ひとりに応じた指導をするために、幼児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で保育に臨んでいます。そして、このような基本的な姿勢を身に付けるために、実際に行った幼児との関わりを振り返り、自分自身の保育や関わりに気づき、指導の改善に努めています。

しかし、幼児教育※の専門性だけでは、幼児の独自の行動の背景や表現の方法を理解することが難しい場合もあり、さらに障害のある幼児や外国籍の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児が増え、その対応は一層、多様になってきています。

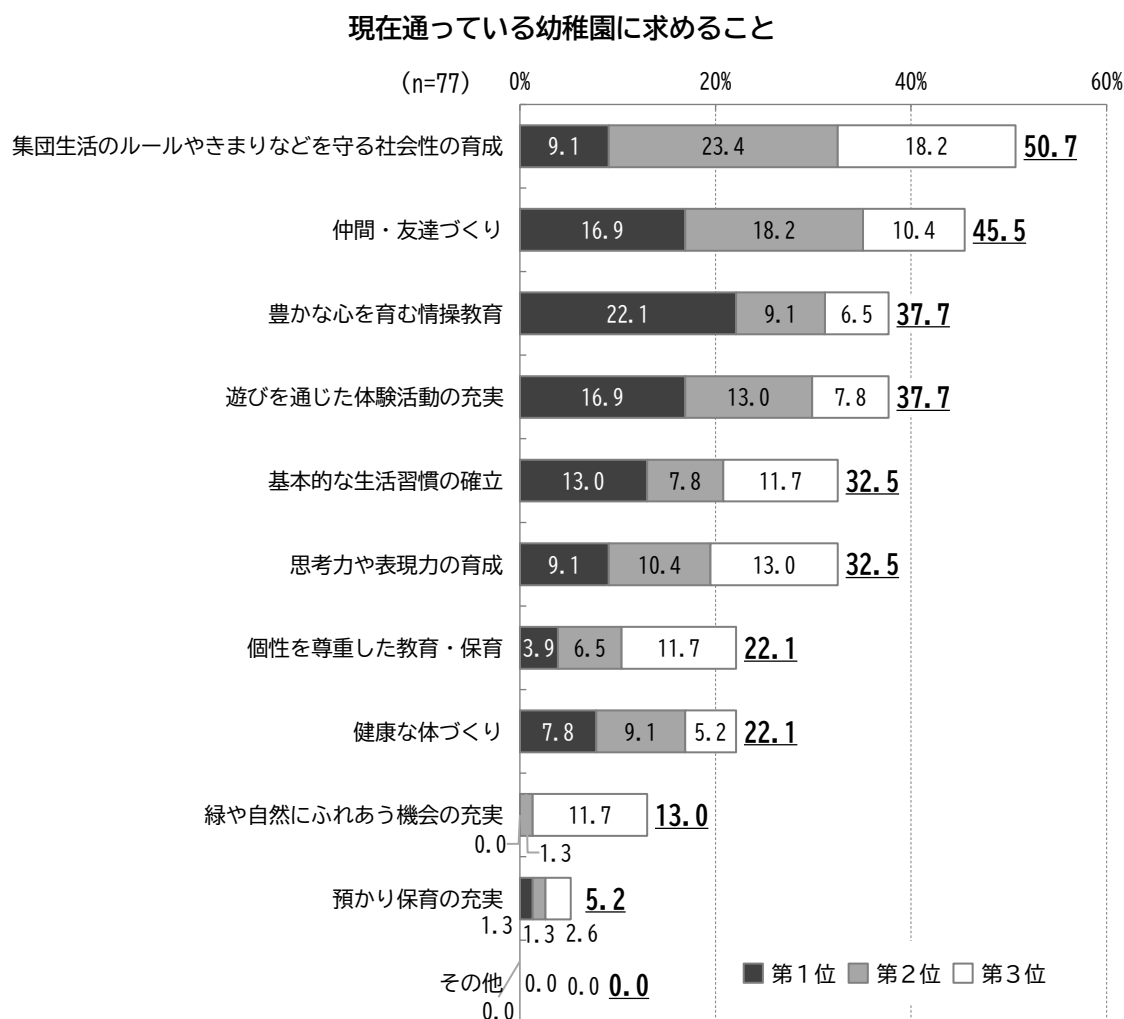
そのため、日々の幼児理解に加えて、特別な配慮を必要とする幼児に対しては、特別支援教育の専門性をもつ特別支援アドバイザー※が幼稚園を訪問し、幼児の観察等を実施し、教員や保護者にアドバイスをすることをおして、当該幼児が幼稚園での生活において気持ちよく過ごせるように努めています。

② 関連するアンケート調査結果

ア 現在通っている幼稚園に求めること

(港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けたアンケート調査)

現在通っている幼稚園に求めることについて、「集団生活のルールやきまりなどを守る社会性の育成」が50.7%と最も多く、次いで「仲間・友達づくり」が45.5%、「豊かな心を育む情操教育」と「遊びを通じた体験活動の充実」が37.7%となっています。

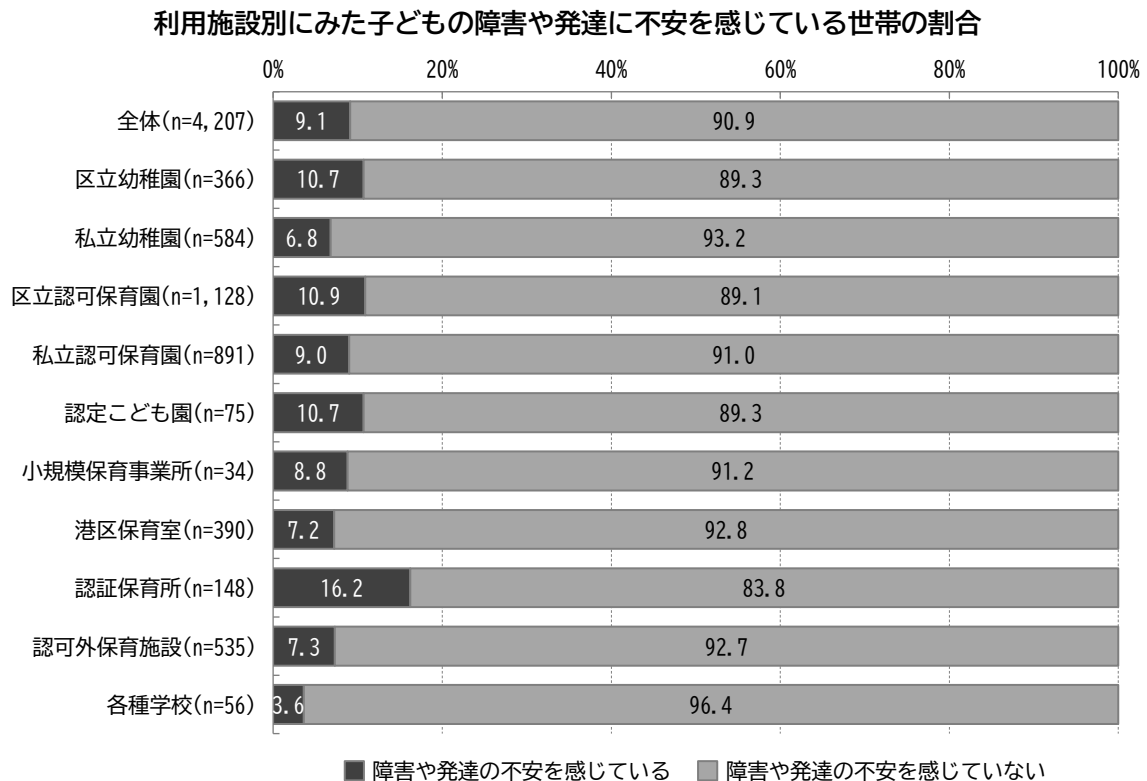


注) 回答者には1位から3位までそれぞれ一つ回答してもらっている。

イ 子どもの障害や発達への不安

(港区の就学前児童に対する子育て支援検討にあたってのアンケート調査)

子どもの障害や発達に不安を感じているかどうかについて回答者の利用施設別にみると、教育・保育施設を利用する世帯の9.1%が、子どもの障害や発達に不安を感じており、幼稚園・保育園等の施設別にみても、おおむね10%前後が不安を感じていることがわかります。



課 題

子育ての多様性が求められる一方で、アンケート調査では保護者が幼稚園に対し規範意識の育成や協調性を求めていることがわかります。子ども一人ひとりの個性を尊重しながらも、幼稚園で過ごす日々のなかで、規範意識や社会性を育むことが必要です。

子どもの障害や発達に不安を感じていると回答した世帯の割合は、区立幼稚園では全体の10.7%、私立幼稚園では全体の6.8%でした。子ども一人ひとりの発育・発達を個性と捉え、障害や発達の度合いに配慮した指導が求められます。

第3章 幼児教育の推進

アクションプランとSDGsとの関係

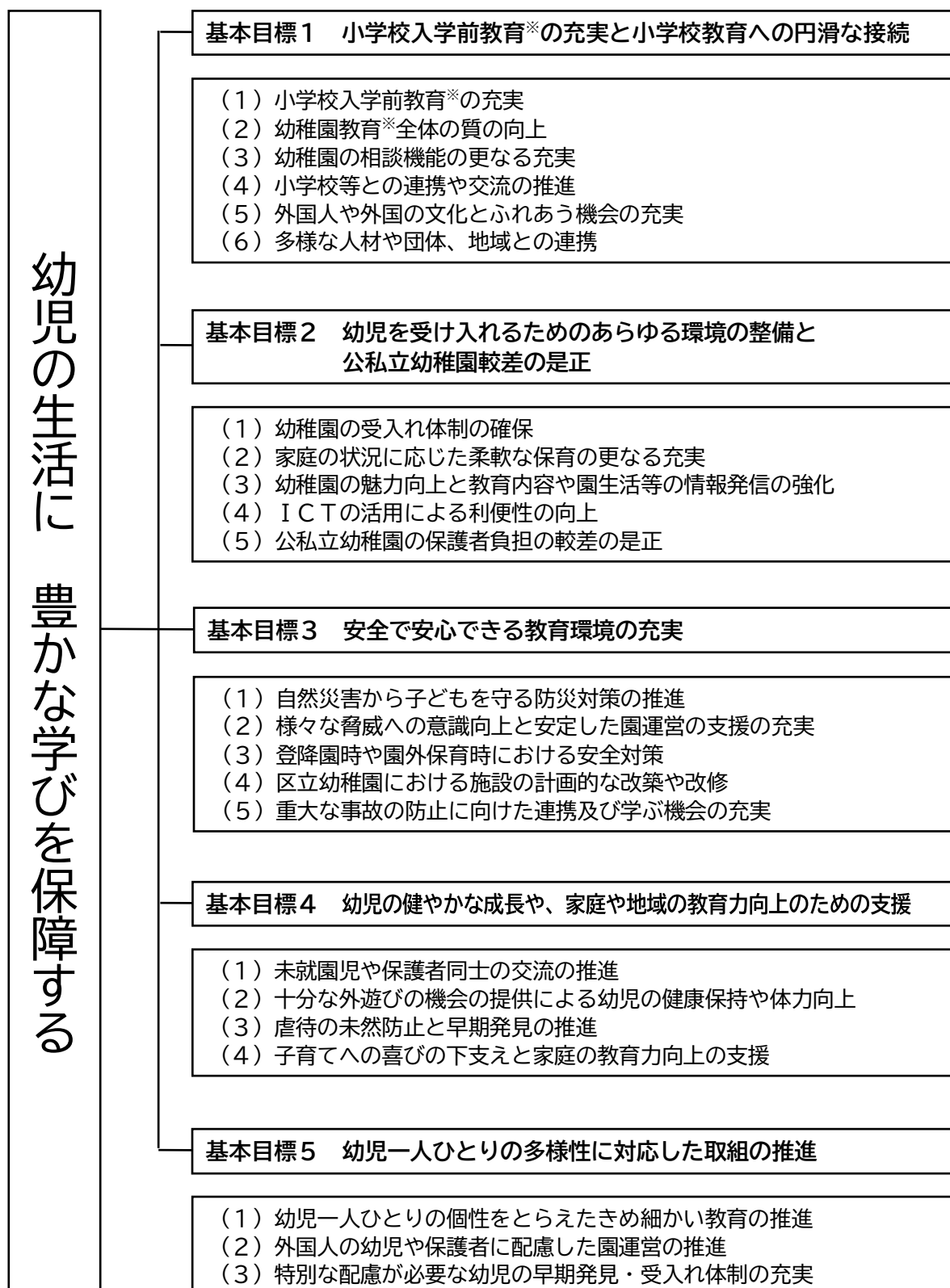
SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17 のゴール（下図参照）と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPO など、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGs が掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、アクションプランにおいて、施策体系の大きな柱である基本目標や施策と SDGs との関連を明らかにし、SDGs の目標を踏まえて幼児教育※を推進していきます。



1 計画の全体像

第1章で示した「推進理念」を実現するため、同章「改定の方向性」及び第2章「現状と課題」を踏まえ、次のとおり、計画を展開します。



2 基本目標と施策の展開

推進理念を実現するための施策展開の方向性として、5つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。内容を充実させる施策には「拡充」と表記しています。

基本目標1 小学校入学前教育※の充実と小学校教育への円滑な接続

幼児期における生活や学習の基盤づくりに向けて、非認知能力の向上や健全な心身の発達をめざし、小学校入学前教育※の充実に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校との連携を推進し、幼児教育※と小学校教育の更なる円滑な接続を図ります。また、教員への研修やICT※を活用した幼稚園教育※の質の向上、関係機関や専門人材の活用による幼稚園の相談機能の充実、外国人や地域人材との交流等による豊かな生活経験の機会充実など、幼児教育※の更なる充実に取り組みます。

■SDGsの
ゴールとの関係



施策（1）小学校入学前教育※の充実

■SDGsのゴールとの関係



拡充

幼児期の育ちと学びが、小学校以降の生活や学習の基盤となることから、幼児の好奇心や探究心、挑戦する意欲、健康な心と体を育むため、主体的に学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、より一層、小学校入学前教育※の充実に取り組みます。

取組

- 直接的、具体的な体験をととして、思考力・表現力・判断力を培うとともに、自然とふれあう楽しさや体を動かす楽しさが十分に味わえる、遊びや活動の充実を図ります。
- 各園の教育課程編成時に小学校への接続について明記し、指導計画に位置付けるよう促すとともに、引き続き「小学校入学前教育カリキュラム※」の活用を推進し、各園、小学校が指導内容・方法を工夫し小学校教育への更なる円滑な接続を図ります。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小学校において、連携や交流、小学校入学前の幼児等に関する情報交換や引継ぎ、公開保育や公開授業、研究協議会等を実施し、保幼小が相互に連携し、教育内容や指導方法の理解と改善を進めていきます。
- 小学校区域ごとに実施する保幼小合同研修会を通じて、区域内の教員・保育士が連携しやすい環境をつくり、幼稚園教育要領※等で示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに保育や授業の振り返りや評価・反省を行うことにより、幼児教育※と小学校教育の相互理解と、教員・保育士の資質向上をめざします。

- これまでの小学校入学前教育カリキュラム※では、期間を5歳児から小学校1年生の1学期までとしていましたが、国が推進する「幼保小の架け橋プログラム」と同様に「架け橋期」である5歳児と小学校1年生の2年間を対象とし見直しを行います。カリキュラム見直しの際には、公開授業や公開保育等を活用し、教育内容の充実や指導方法の工夫を図るとともに、架け橋期における幼稚園、保育園、認定こども園での幼児の育ちと学びを生かして小学校で指導を行うことにより、連続性・一貫性のある指導の実現をめざします。

内容	現状	後期3年間		
	令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校入学前教育カリキュラム※の活用	小学校・幼稚園・保育園・認定こども園等で活用 継続・充実	小学校・幼稚園・保育園・認定こども園等で活用 継続・充実		

コラム

幼稚園、保育園、認定こども園から小学校への接続について

参考：小学校入学前教育カリキュラム※



幼児は、園生活において、幼稚園教育要領※等で示された5領域の内容やねらいに基づき、各園で幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねる中で、幼児教育※において育みたい資質・能力の「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱を伸長させていきます。この三つの資質・能力の柱の育成については、小学校以降の学習指導要領にも明記されており、高等学校卒業まで一貫して育てるべきものです。

保育士や幼稚園教員は、幼児教育※から小学校教育へと「育ちと学び」をつなぐ「生活する力、発見・考え・表現する力、かかわる力」の三つの力を保育・教育の中で伸ばしていきます。

発達の差や個人差はありますが、主に5歳児の後半から小学校教育への接続期には、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が見られるようになります。この姿を手掛かりに、連携や交流の中等で、保育士や幼稚園教員と小学校教員が幼児の姿を共有します。互いの指導方法を理解しながら小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、幼児教育※で育まれた資質・能力がさらに伸長し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かう姿へとつながります。

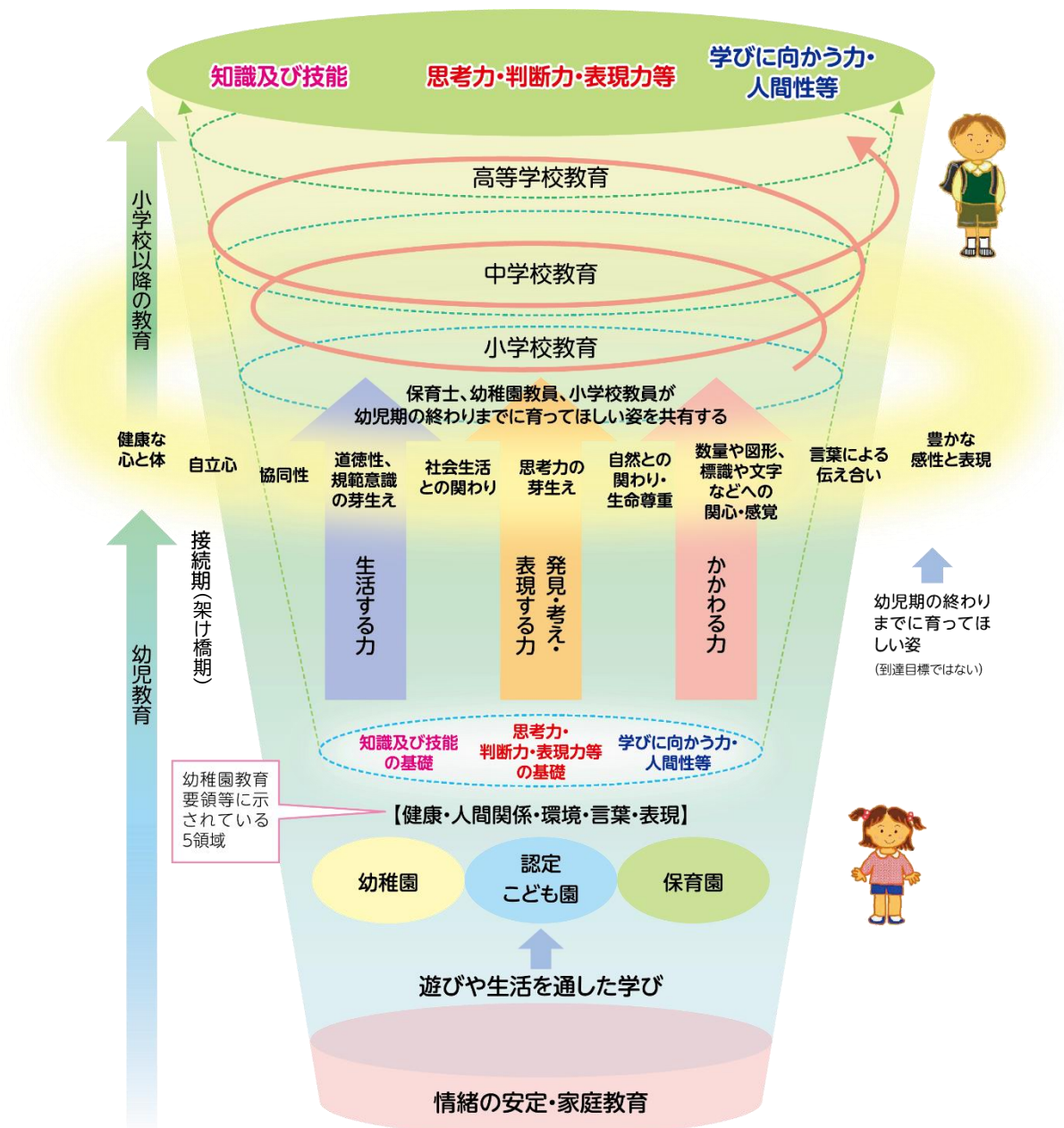
関連計画

- ・港区学校教育推進計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



接続イメージ図



港区では、幼稚園教育要領[※]等の五つの領域を踏まえた実践と、幼児教育[※]から小学校教育をつなぐ「生活する力、発見・考え・表現する力、かかわる力」の三つの力をバランスよく伸ばさせる指導を行ってきました。小学校低学年でも、幼稚園、保育園、認定こども園での育ちと学びを踏まえた指導を行うことにより、連続性・一貫性のある指導の実現をめざしています。

施策（２）幼稚園教育※全体の質の向上

■SDGsのゴールとの関係



公私立幼稚園の連携による研修や園内研修等による教員の指導力の向上、ICT※を利用した教育等により、幼稚園教育※全体の質の向上を図ります。

取組

- 区立幼稚園の保育公開による保育士・教員の学び合いの機会の創出や、課題解決のために各園で積み重ねてきた実践研究や研究発表会、港区幼稚園教育研究会の研究の成果を自園の教育力の向上に生かすとともに、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校と共有することとおして、幼稚園教育※の質の向上と、教員等の指導力の向上につなげます。
- 港区私立幼稚園連合会では教育研究会（年５回程度）や宿泊研修会、公開保育、教諭研修会の実施などにより、区内他園と情報交換や共有をしながら、自園の教育力向上、教員の資質や指導力の向上を図ります。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の連携を図るための合同研修会や幼児教育研修会を継続・充実し、保育士や幼稚園・小学校の教員等の資質や指導力の向上を図ります。
- 幼児教育研修会については、公私立幼稚園の連携により、企画段階から研修の内容や方法等を検討し、実施します。
- 提携大学等との連携による研修会を実施し、教員の資質向上に努めます。
- ICT※を利用した教育や研修を実施し、幼稚園教育※や教員の質の向上に努めます。

内容	現状	後期３年間		
	令和５年度末 (見込)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
幼児教育研修会の 実施回数	年２回	年２回	年２回	年２回

施策（3）幼稚園の相談機能の更なる充実

■SDGsのゴールとの関係



幼稚園カウンセラー※の派遣等を通じ、公私立幼稚園の相談機能の更なる充実を図ります。

取組

- 幼稚園カウンセラー※が専門的見地から、幼児の行動観察、保護者の相談、教員への助言、関係機関との連携に引き続き取り組みます。
- 子どものことを相談したい保護者が、第三者の専門家である幼稚園カウンセラー※に相談しやすい体制を整備するとともに、健康・育児相談等に関する関係機関の情報を各幼稚園と連携し保護者等に情報提供します。
- 教員の教育相談の対応力を向上するため、教育相談等の研修を行います。
- 家庭教育に関する相談について、子ども家庭支援センターや教育センター等が実施している事業との連携を図ります。

事業紹介

子育てコーディネーター事業



港区では、子育て中の家庭からの相談を受け止め、その状況に応じた子育て支援情報の提供や、子育てプランの作成などを行う「子育てコーディネーター事業」を実施しています。区在住の子ども（18歳未満）及びその保護者、又は妊娠している人を対象とし、子ども家庭支援センター（港区青山 5-7-11）又は子育てひろば「あい・ぽーと」（港区南青山 2-25-1）において、無料で相談することができます。



関連計画

- ・港区子ども・子育て支援事業計画
- ・港区学校教育推進計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（４）小学校等との連携や交流の推進

■SDGsのゴールとの関係



幼児教育※と小学校教育の更なる円滑な接続のため、公私立全ての幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携や交流を推進します。

取組

- 幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校で、連携や交流の窓口として、その連絡や調整の役割を担う「保幼小連絡コーディネーター※」を置き、各小学校区域における保幼小の連携を計画的に進めます。
- 幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校の代表者により構成される港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会をとおして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子どもの姿を共有し、「徳」「知」「体」の学びにつながるよう連携を推進します。
- 幼・小中一貫教育を推進するため、アカデミー※単位で区立幼稚園、小・中学校において、「MINATOカリキュラム※」を活用した指導方法等の研究を進めます。
- 地域の子ども同士の関わりを広げるため、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携・交流だけでなく、地域の園同士の連携・交流も推進します。
- 港区全体の幼児の健全育成に寄与するため、保育園等の保育環境の充実に向けた支援として、園運営や施設の状況等に配慮しながら区立幼稚園のプール等の貸し出しを行います。また、私立幼稚園にも同様の対応の検討を依頼します。

関連計画

- ・港区子ども・子育て支援事業計画
- ・港区学校教育推進計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（５）外国人や外国の文化とふれあう機会の充実

拡充



■SDGsのゴールとの関係

多くの幼稚園に多様な文化や価値を背景にもつ幼児が在籍している港区の特性を生かし、外国人の保護者の協力や地域資源の活用により、幼児が外国人とふれあう機会や外国人とのコミュニケーションや文化について知る機会を充実します。

取組

- 日本の伝統文化や四季折々の伝統行事など、それぞれの幼稚園や地域の実態に応じて、日本のよさを生かして教育活動を進めます。その上で、日本とは異なる文化があることを、日常の生活をとおして幼児なりに気づいていけるようにします。
- 多様な文化や価値を背景にもつ幼児が在籍している港区の特性を生かして、外国人の保護者の協力、地域の人材や大学などの資源の活用により、幼児が遊びを通じて、外国人とふれあう機会や外国の文化等を知る機会を充実します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、世界地図や国旗に親しんだり、世界の異なる文化にふれる活動に親しんだりすることを通じて、幼児の好奇心や探究心を育み、様々な国の文化への興味や関心を高め、小学校以降の国際理解教育へとつながるようにします。
- 区立幼稚園においてネイティブティーチャーを派遣し、英語によるコミュニケーションや外国の文化に触れて親しむなど、遊びを通して国際理解の意識の芽生えが養われるようにします。

関連計画

- ・港区国際化推進プラン

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（6）多様な人材や団体、地域との連携

■SDGsのゴールとの関係



幼児が豊かな生活体験を得られるように、園内の環境のみならず、園外の人的・物的環境も教育的価値のある環境と捉え、優れた知識や技能、経験や特技をもつ港区の多様な人材や団体、地域との連携を図ります。

取組

- 家庭や地域との連携を深め、地域の自然や人材を活用するとともに、保護者及び地域住民などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児教育※の充実をめざします。
- 近隣の小・中学校や高等学校等と、互恵性のある交流や連携を推進します。
- 教育課程及び教育活動の実施に当たっては、地域や企業、関係機関等との連携を図ります。優れた知識や技能、経験や特技をもつ多様な地域人材や資源を活用し、幅広く特色ある教育を展開します。
- 地域学校協働活動推進事業の「みなと学校支援情報」（出前授業）を活用し、企業・NPO等が実施する専門的で多様な内容の体験活動を幼児に提供します。

事業紹介

「みなと学校支援情報」（出前授業）



地域学校協働活動推進事業において、出前授業や職場訪問、職場体験等に協力していただける企業・NPO等の情報をリスト化した「みなと学校支援情報」を作成し、幼稚園、小・中学校に提供しています。

【幼稚園を対象とした出前授業の例】

- ・「投げ方教室」

出前授業提供者：株式会社ヤクルト球団

- ・「おもいやりの“こころ”を“かたちに～小笠原流礼法に学ぶ～（春/夏/秋/冬）」

出前授業提供者：小笠原流礼法宗家本部

※上記の例示は令和5（2023）年4月1日時点のものです。

関連計画

- ・港区生涯学習推進計画

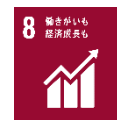
◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



基本目標2 幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園較差の是正

港区における幼児期の人口は減少見込みとなっていますが、幼稚園入園を希望する保護者とその子どもを継続的かつ安定的に受け入れるため、幼稚園の受入れ体制の強化と魅力向上、ならびに教育内容等の情報発信の充実などにより、公私立幼稚園全体で環境整備を推進します。さらに、保護者の負担の公平性を図り、「公立」「私立」を問わずに、幅広い選択ができる環境の整備など、公私立幼稚園較差の是正に向けた取組を推進します。

■SDGsの
ゴールとの関係



施策（1）幼稚園の受入れ体制の確保

■SDGsのゴールとの関係



幼稚園入園のニーズを的確に把握し、地域や年齢ごとの需要を細かく捉え、港区全体で需給バランスを図りながら、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制を確保します。

取組

- 幼稚園入園及び保育園入園のニーズを的確に把握し、地域や年齢ごとの需要を細かく捉えた上で、港区全体の需給バランスを図りながら、公私立幼稚園全体で幼児の受入れ体制を確保します。
- 区立幼稚園では、3歳児の一部で抽選となる園が発生しているものの、定員に多くの空きが出ている園があることから、幼稚園入園のニーズを細かく捉えた上で、適切な定員設定に努めます。
- 一人ひとりの個性を大切にした教育環境の充実のため、学級定員の見直しなどの具体策を検討します。
- 港区公私立幼稚園連絡協議会を定期的を開催し、幼児人口の動向、公私立幼稚園それぞれの在園児数、翌年度以降の園児推計等を確認し、3歳から5歳までの入園を希望する幼児を受け入れるための方策を協議します。人口動向や入園希望幼児数の調査・分析の結果により、人口減少期には、区立幼稚園の定員数を見直すことにより、幼児受入れ数を調整します。
- 赤羽小学校及び赤羽幼稚園の改築整備に合わせ、令和8（2026）年4月から赤羽幼稚園で3年保育を開始します。定員については、3年保育開始時点における周辺幼児人口や幼稚園需要等を踏まえ、設定します。

施策（２）家庭の状況に応じた柔軟な保育の更なる充実

拡充



■SDGsのゴールとの関係

保護者の教育力を支え、各家庭の状況に応じた保育を実施するため、幼児の心身の負担に配慮しつつ、預かり保育の充実などの柔軟な保育の更なる充実を図ります。

取組

- 預かり保育は、幼稚園教育要領※の趣旨を踏まえ、幼児の生活リズムに配慮するとともに、家庭と緊密な連携を図り、保護者が幼稚園とともに幼児を育てるという意識が高まるように行います。また、地域の人々や様々な地域の資源を活用することなどにより、教育内容の更なる充実に努めます。
- 引き続き、区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、利用者のニーズの把握に努め、運営方法や手続等の必要な改善を検討します。
- 区立幼稚園で夏季等の長期休業中に実施する一時預かり事業について、保護者ニーズを捉え、実施園の拡大等を検討します。
- 地域にいる乳幼児とその保護者の孤立感等を軽減するために、気軽に幼稚園に立ち寄り、幼稚園とのつながりがもてるような場の提供を検討します。

施策（３）幼稚園の魅力向上と教育内容や園生活等の情報発信の強化

拡充



■SDGsのゴールとの関係

幼稚園、保育園、認定子ども園など、それぞれのよさを十分に知ったうえで家庭に選択してもらうよう、幼稚園の魅力向上や情報発信の強化に取り組みます。

取組

- 幼稚園入園前に、園生活に関して不安を抱えている保護者が増えていることから、園生活や教育内容に関する分かりやすい情報の提供に努めます。特に、幼児教育※の重要性や遊びをとおして学ぶことの価値を、文字情報にとどまらず、写真や映像など様々な方法を工夫して、教育内容や園での生活の様子等の情報を発信します。
- 区立幼稚園においてネイティブティーチャーを派遣し、英語によるコミュニケーションや外国の文化に触れて親しむなど、遊びを通して国際理解の意識の芽生えが養われるようにします。
- 港区内の幼稚園の施設の環境として、広い園庭や砂場があること、自然が豊かなことなどがあり、そうした環境の中で様々な体験ができるという、公私立幼稚園の魅力を冊子にまとめるとともに、区のホームページで公開します。
- 東京都及びCEDEP※と連携・協力して、幼児の体験を一層豊かにできるように、幼児教育※の専門家のみならず、探究分野の専門家からの指導・助言を踏まえた実践研究に取り組みます。区立幼稚園２園における試行実施の後、私立幼稚園を含めた展開について検討します。
- 幼稚園から保護者や地域に向けた子育ての関連情報の提供等、関係機関と連携しながら、子育ての支援に関する情報が必要とする人の手に届くよう取り組みます。
- 保護者や地域へ、動画配信やその他様々な方法で、園の教育内容などの情報発信を行いそれぞれの園の魅力を知ってもらう機会を幅広く提供します。

港区の幼稚園紹介
「ようちえんでまってるよ」



施策（４）ＩＣＴの活用による利便性の向上

拡充



■SDGsのゴールとの関係

ＩＣＴ※の活用により、保護者の利便性の向上や教職員の負担軽減を図ります。

取組

- 区立幼稚園は全園で園務支援システム※を導入しており、園日誌や出席簿の作成、保護者との連絡などに活用しています。今後もＩＣＴ支援員※による活用方法の指導などを通じて教職員の負担軽減に取り組みます。
- 区立幼稚園における入園手続や預かり保育の予約のオンライン化、利用料支払いのキャッシュレス化など、利便性向上と事務負担軽減に取り組みます。
- 私立幼稚園園児の保護者を対象とした各種補助金の申請手続をオンライン化することで、手続の簡略化や利便性の向上を図ります。
- 幼稚園、保育園、小学校間での打ち合わせなどをオンラインで実施することで、日程調整や会場への移動、準備などに係る負担を軽減します。また、タブレット端末を活用して、参集とオンラインを併用して教員向け研修を実施することで、参加の機会を広げます。
- スマートフォン、パソコンから24時間いつでも子育ての悩みの相談を受け付けている子ども家庭支援センターの「港区おとなの子育て相談ねっと」や教育センターで実施しているオンラインによる教育相談など、時間や場所を問わずに相談できる事業を、幼稚園を通じて保護者に情報提供します。

事業紹介

港区おとなの子育て相談ねっと

区在住の子ども（18歳未満）の保護者、または妊娠している人を対象とし、スマートフォンやパソコンから相談ができるシステムです。心理士や保健師が子育てに関する様々な悩みに答えます。回答までは2～3日程度かかります。利用には登録が必要です。

子ども家庭支援センターでは、ネットでの相談のほかに、電話や相談員との対面での相談も受け付けています。



関連計画

- ・港区子ども・子育て支援事業計画
- ・港区学校教育推進計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（５）公私立幼稚園の保護者負担の較差の是正

■SDGsのゴールとの関係



幼稚園入園を希望する保護者が、「公立」「私立」を問わず、幅広い選択ができる環境を整え、保護者の負担の公平性を図るため、これまでの取組を踏まえつつ、引き続き、公私立幼稚園の保護者負担の較差を是正します。

取組

- 私立幼稚園保育料については、国や都の給付額に加え、区独自の補助金を上乗せして支給しています。入園料や副食費についても、保護者に対してその一部を補助し、幼稚園入園を希望する保護者が幅広く選択肢を持つことができるよう取り組みます。
- 保育料や入園料に対する補助金額について、幼児教育※・保育無償化の根拠である「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の規定を踏まえ、私立幼稚園の納付金や他自治体の動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しの協議を行います。
- 私立幼稚園の保護者の負担軽減については、これまでの公私立幼稚園の較差是正の取組を踏まえ、課題を精査し、検討していきます。

港区の公私立幼稚園について



基本目標3 安全で安心できる教育環境の充実

幼児が安全に安心して日頃の園生活を送れるように、地震や集中豪雨などの自然災害への対応や防犯対策、感染症対策、バスの送迎も含めた交通安全対策、施設の改築・改修などを行います。また、不適切な指導を未然に防止するため、公私立幼稚園による連携を図ります。

SDGsのゴールとの関係



施策（１）自然災害から子どもを守る防災対策の推進

SDGsのゴールとの関係



首都直下地震、集中豪雨などの自然災害から幼児を守る防災対策を進めるとともに、幼稚園の「防災計画」の策定、見直しを支援します。

取組

- 各幼稚園で地域の消防署や警察署の協力を得ながら、定期的な防災訓練を実施し、様々な脅威から身を守り、迅速な行動ができるように備えます。
- 災害時、幼児の安全を最優先として迅速な対応がとれるよう、園内の組織体制の確認や避難・降園計画の確認を適宜行います。地震発生時の基本行動として、教職員への防災講習や幼児への防災教育の定期的な実施及び充実に努め、災害対応能力を向上します。
- 在園時以外での被災における幼児、保護者、教職員の安否確認の手順と方法、園のホームページで情報提供する体制の整備、緊急メール配信システムの利用など、迅速な情報発信に引き続き努めます。
- 各幼稚園の防災計画の策定・見直しについて、防災課・消防署や警察署などの関係機関と連携して各幼稚園を支援します。
- 区立幼稚園に対する防災備品の整備や、私立幼稚園への防災ヘルメットの買い替え支援など、幼児の生命を守る各備品の購入をします。

関連計画

- ・港区地域防災計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（２）様々な脅威への意識向上と安定した園運営の支援の充実

■SDGsのゴールとの関係



アフターコロナや様々な社会情勢における経験を踏まえ、感染症や犯罪等の脅威への意識を高めるとともに、安全策を講じながら安定的に園運営を維持できるよう支援をするとともに情報共有の体制強化を図ります。

取組

- 地域の警察署などの協力を得ながら定期的な防犯訓練を実施することで、意識の向上を図ります。
- 幼児に対する衛生面での指導に加え、園内環境の工夫や感染症発生時における対応の共有などにより、感染症対策を推進します。
- 各幼稚園の危機管理マニュアルや感染症対策マニュアルについて、防災課や警察署、保健所などそれぞれの関係機関と連携し実情に応じた内容となるよう策定・見直しを行います。
- 地域の感染症の流行状況等をリアルタイムで把握し、学校や保健所等が感染状況を早期に情報共有できる学校等欠席者・感染症情報システムの導入を支援します。



幼稚園での訓練の様子

関連計画

- ・港区生活安全行動計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（3）登降園時や園外保育時における安全対策

拡充



■SDGsのゴールとの関係

登降園時や園外保育時における交通安全対策やバス送迎時の安全対策を講じ、幼児が安全に登降園できるように取り組みます。

取組

- 安全指導や全国交通安全運動等の機会を通じ、各幼稚園で、道路での歩き方や横断歩道の渡り方、自転車の走行等の交通ルールを幼児及び保護者向けに啓発し、意識の向上を図ります。
- 区立幼稚園では、園外保育を実施する際には、事前に園外保育実施届で安全対策等の項目について確認するとともに、日頃から危機管理意識を高めるために園内研修や教職員による訓練等の機会の充実を図ります。
- 送迎バスの置き去り防止を含めた、私立幼稚園における施設内外での安全対策について、必要に応じてその経費を助成します。

関連計画

- ・ 港区交通安全計画
- ・ 港区生活安全行動計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（４）区立幼稚園における施設の計画的な改築や改修

■SDGsのゴールとの関係



区立幼稚園について、施設の老朽化等に対応し、計画的に改築や改修を進めます。

取組

- 幼児人口の動向や施設の老朽化に対応し、計画的に改築や改修を進めます。
- 定期的に施設・設備、大型遊具の安全点検を実施します。
- 私立幼稚園における施設内外での安全対策についても、必要に応じてその経費を助成します。

内容	現状	後期3年間		
	令和5年度末 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校施設の充実	完成(改築)1園 (中之町)			
	改築中1園 (赤羽)	赤羽幼稚園		

※改築中：→

関連計画

- ・港区学校教育推進計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（５）重大な事故の防止に向けた連携及び学ぶ機会の充実

拡充

■SDGsのゴールとの関係



公私立幼稚園が協力して研修等を実施し、不適切な事案が生じないように、安全で安心できる教育環境の充実に取り組みます。

取組

- 日々の教育活動において、幼児の状況を捉え、計画（Plan）実践（Do）評価（Check）改善（Act）のPDCAサイクルが、園としての組織的な取組となるよう園内体制を構築し、幼児一人ひとりの理解と情報共有を図ります。
- 幼稚園において不適切な事案を生じさせないために、公私立幼稚園で計画的に服務事故防止の研修を実施するなど、教育活動の振り返りの機会を充実させるとともに、情報共有が行える園内体制作りを進めます。
- 国（内閣府）のガイドラインやチェックリストを参考に点検を実施し、更なる未然防止に努めます。

基本目標4 幼児の健やかな成長や、家庭や地域の教育力向上のための支援

日頃から幼児を観察し保護者と密な関係を構築しながら、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、未就園児及び保護者同士の交流機会の設定や十分な外遊びの機会提供などにより、幼児の健やかな成長を支えます。

■SDGsのゴールとの関係



施策（１）未就園児や保護者同士の交流の推進

■SDGsのゴールとの関係



未就園の乳幼児を含む保護者に対して、幼稚園の機能や施設の利用、園庭開放等による遊び場の確保、幼稚園行事等への参加の機会を設けることにより、乳幼児同士・保護者同士の交流を広げ、深めます。

取組

- 地域にいる乳幼児とその保護者が、気軽に幼稚園に立ち寄ることができ、安心して遊ぶことができるよう園庭開放、遊びの場の提供を充実させます。
- 登降園時や日々の教育活動、保育参加、保護者会、学級懇談会等の、保護者と顔を合わせるあらゆる機会をとおして、気軽に相談しやすい関係づくりに努めるとともに、子育てに関する保護者の悩みや困りごとなどに寄り添い、きめ細かな支援に努めます。
- 未就園児やその保護者に運動会や作品展等、幼稚園行事等に参加する機会を提供することにより、乳幼児同士・保護者同士の交流を深めます。

施策（２）十分な外遊びの機会の提供による幼児の健康保持や体力向上

拡充



■SDGsのゴールとの関係

十分な外遊びの機会を設けることで、幼児の健康保持や体力の向上を図ります。

取組

- 幼児の健やかな成長を支えるため、各幼稚園では、戸外に出て遊ぶことや、多様な動きを楽しむことができるよう、園内の環境を工夫します。また、園外の環境も積極的に活用するなど一層の工夫を図り、体力向上に努めます。
- 幼児にとって身近な自然と関わる機会をととして、心を動かす体験が豊かになるように、意図的・計画的に栽培活動を取り入れる、四季折々の自然の移り変わりを的確に捉えた遊びの展開を工夫するなど、園の環境を十分に生かし教育活動を充実させます。
- 区立の公園や児童遊園では遊具等の点検を定期的に実施しています。引き続き園外での外遊びの場として幼児が安心して利用できるよう取り組みます。



園庭での外遊びの様子

施策（3）虐待の未然防止と早期発見の推進

■SDGsのゴールとの関係



日頃の幼児や保護者の様子を園内で情報共有するとともに、児童相談所と緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

取組

- 幼児の遊びの様子、健康診断時や個人面談等の機会、登降園での親子の関わり等、日頃の幼児や保護者の様子を園内で情報共有するとともに、幼稚園での相談機能を強化し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
- 虐待の可能性のある状況を発見した場合や地域等からの報告を受けた場合は、早期に園内関係者間で情報共有をし、関係機関と連携を図ります。
- 虐待への対応に当たっては、児童相談所を中心とし、福祉・医療・警察等の関係機関との連携、共通認識のもと、役割分担しながら支援を行う体制を確立しています。それぞれの機関が把握している情報を出し合い、多面的に分析することで、適切な支援の充実に努めます。
- 児童虐待の防止に関わる正しい理解と認識を深めるために、教員を対象とした研修等を行います。

関連計画

・港区子ども・子育て支援事業計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（４）子育てへの喜びの下支えと家庭の教育力向上の支援

■SDGsのゴールとの関係



保護者自身が子育てを振り返るきっかけをつくるとともに、子育てについて学ぶ機会をつくることなどにより、幼稚園と家庭との連携を深め、子育てをすることの喜びを下支えするとともに、家庭の教育力の向上につなげます。

取組

- 保護者が幼児の発達の道筋、教育内容への理解を深めるとともに、子育ての楽しさや喜びを実感し、家庭の教育力を高める取組を推進します。
- 家庭教育での重要性や、架け橋期の教育※の重要性を伝えるために、3～4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック※」、5歳児保護者向けの「みなときっずなび※」を配布しホームページに掲載します。また、SNS※で定期的にその内容を発信するとともに、分かりやすく伝えるための動画化についても検討します。さらに、保護者会や学級懇談会、面談等で活用し、家庭の教育力向上につなげます。
- 保護者がPTA活動や保護者会活動に携わることで、子育ての喜びを共感し、保護者同士のネットワークづくりとなるような、園の実態に応じた活動を支援します。
- 教育センターや子ども家庭支援センターにおいて、子育てに関する悩みや架け橋期での学習環境の変化に伴う不安や心配等を相談できることを積極的に情報発信し、保護者が我が子への理解を深め、子育てを振り返るきっかけとします。

内容	現状	後期3年間		
	令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3、4歳児保護者向け「家庭で大切にしたいことハンドブック※」の活用	小学校・幼稚園・保育園・認定こども園等で活用 継続・充実	小学校・幼稚園・保育園・認定こども園等で活用 継続・充実		
5歳児保護者向け「みなときっずなび※」の活用				

関連計画

- ・港区学校教育推進計画

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



基本目標5 幼児一人ひとりの多様性に対応した取組の推進

幼児一人ひとりの個性を大切にした指導の工夫や、特別な配慮を必要とする幼児に対応した取組を推進します。また、多くの幼稚園に外国人の幼児が在籍していることから、外国人の保護者や幼児に配慮した園運営を推進します。

■SDGsのゴールとの関係



施策（１）幼児一人ひとりの個性をとらえたきめ細かい教育の推進

拡充

■SDGsのゴールとの関係



一人ひとりの幼児の発達について理解を深めながら、幼児の個性に応じた指導や人間関係形成のための支援を行います。

取組

- 幼稚園は、友達をはじめ様々な人との出会いをとおして、家庭では味わうことのできない多様な体験をする場です。幼稚園生活の場の特性や人間関係を大切にし集団での生活をとおして一人ひとりの幼児の発達を促せるよう教育活動を進めます。
- 一人ひとりの幼児の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うようにするとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えます。
- 特別な配慮を必要とする幼児への指導にあたっては、全教職員で個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解し、全教職員の連携に努め、幼児一人ひとりの特性等に応じた必要な配慮等を行う際には、学級内において温かい人間関係づくりと、幼児が互いを認め合う肯定的な関係が築けるよう努めます。
- 教員がきめ細かな指導を行うため、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、当該幼児の状態に応じた指導を工夫します。

施策（２）外国人の幼児や保護者に配慮した園運営の推進

■SDGsのゴールとの関係



言語や文化の違いから、外国人の幼児や保護者との意思疎通を図ることが難しい場合があるため、外国人の幼児や保護者に配慮した園運営を推進します。

取 組

- 各幼稚園において、学生ボランティアや地域住民による協力、言語翻訳機の活用などにより、教員が園の方針や園生活の様子などを外国人の保護者に説明できるようにするとともに、園からの配布物等の翻訳について検討します。
- 教員は、該当幼児の母語で 挨拶や簡単な言葉を使いながら信頼関係を築き、幼児が安心して思いや考えを表出できるよう、外国人の幼児や保護者一人ひとりに対してきめ細かな支援をしていきます。保護者自身の多様な背景があることや、日本と異なる文化や習慣があることを理解し園で柔軟に対応できるようにします。
- 幼稚園の配布物等について、区の「やさしい日本語マニュアル※」に基づいて表記します。
- 外国人幼児への指導にあたっては、教員や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるよう努めます。
- 外国人幼児が日本語がどの程度理解できるのかを把握し、幼稚園での生活の様々な場面をとおして、言葉の響きやリズムの面白さを学び、言葉を言い換える、感情を言葉にする、絵本等をとおして言葉に親しむなど、体験と言葉とが実感をともなった理解につながるよう工夫します。
- 多様な背景をもった幼児が園で生活をともにすることが、幼児にとって認め合う貴重な経験につながるよう教育活動を進め、園の幼児一人ひとりがかけがえのない存在として受け止められる園運営を進めます。

関連計画

- ・港区国際化推進プラン

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



施策（３）特別な配慮が必要な幼児の早期発見・受入れ体制の充実

■SDGsのゴールとの関係



特別な配慮を必要とする幼児の早期発見や支援をするとともに、入園を希望する障害児や医療的ケア児※に対する丁寧なヒアリング等により、適切に受け入れる体制を整えます。

取 組

- 専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザー※（臨床心理士等）が公私立幼稚園を訪問し、特別な配慮を必要とする幼児の観察等をとおして、教員、保護者への指導・助言を行います。
- 介助員の配置（区立幼稚園）、経費の補助（私立幼稚園）をこれまでと同様行います。介助員については、人材確保が困難な状況にあるため、引き続き、人材確保の支援策や研修を検討します。
- 障害児や医療的ケア児※の入園希望に対しては、保護者と面談等でヒアリングをしたうえで、関係機関と連携しながら、適切に受け入れられるよう体制を整えます。
- 特別な配慮を必要とする幼児の早期発見に努めるとともに、指導に当たっては、家庭や医療機関、区立児童発達支援センター「ぱお」、保健所、教育センター、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携し、効果的な指導を行います。
- 関係機関と連携し、特別な配慮を必要とする幼児の入園相談体制を整えます。
- 幼稚園への特別支援アドバイザー※の派遣や、障害のある幼児のための通所施設、病院等、保護者への情報提供を行います。
- 一人ひとりに配慮したきめ細かな指導を行うことにより、幼児同士の理解や思いやりを醸成し、幼児の望ましい発達を支援します。
- 保護者と幼稚園等が記載する就学支援シートを活用し、円滑な就学につなげます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

港区、公私立幼稚園、家庭、地域の連携により、アクションプランに掲げる取組を着実に推進します。

(2) 各主体の役割

効果的にアクションプランを推進するために、以下のそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが求められています。

①港区

幼児の健やかな成長に資する良好な環境を整備するとともに、教育内容の充実や保護者負担の軽減など、保護者が安心して子どもを預けられる体制の整備を行っていきます。

公私立幼稚園と連携し、港区幼稚園教育振興方針[※]の策定や公私立幼稚園連絡協議会等の定期開催をすることで、諸課題を検討しより充実した幼児教育[※]の振興を図っています。

②公私立幼稚園

教員の資質や専門性を高め、幼児の心身の健やかな発達に寄与するとともに、幼児が安心して園での生活を送れるよう、防災、防犯、感染症、交通安全など多面的に対策をとることが求められます。

また、区と連携して諸課題について共有、検討したり、区地域における幼児期の教育のセンターとして未就園児やその保護者に対しても園庭開放や情報提供を行い、子育ての支援を行うことが求められます。

③家庭

幼児の発達の過程について理解を深め、幼児の心身の健全な発達と基本的な生活習慣の確立を図ることが求められます。

④地域

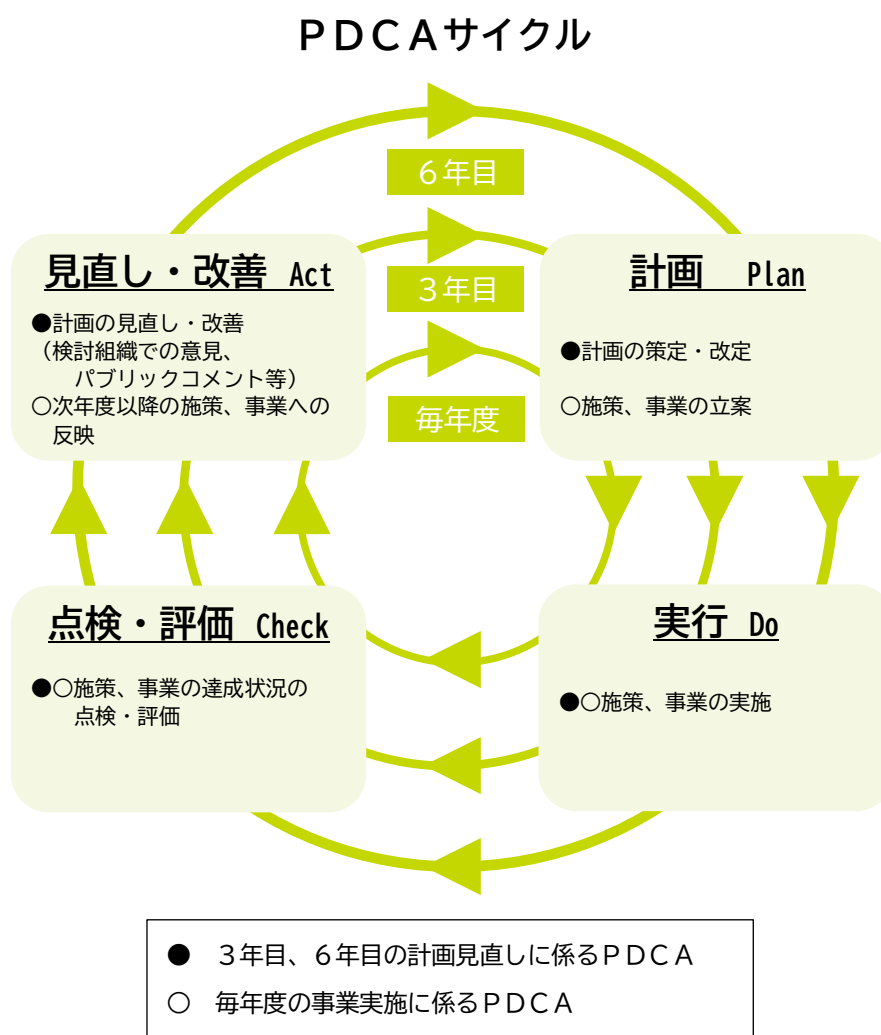
家庭や園との連携を深め、自然や人材などの地域資源を活用し、特色ある教育を展開できるように支援していくことが求められます。

2 計画の進行管理

(1) 管理方法

アクションプランに掲載した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗を点検・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画の中間年度（3年目）及び最終年度（6年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。



(2) 評価方法

アクションプランの施策・取組に対する評価は、港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会及び港区公立幼稚園連絡協議会での検証や、区民を対象としたアンケート調査等により実施します。

資料編

1 港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会設置要綱

令和4年6月3日
4 港教教第748号

(設置)

第1条 港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に当たり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に関すること。
- (2) その他港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者で、教育長が委嘱し、又は任命する委員11人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 港区私立幼稚園連合会を代表する者 3人以内
- (3) 港区立幼稚園長会を代表する者 1人
- (4) 区職員 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から第2条第1号に規定する事項について、教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 任期途中で委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部教育長室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

2 検討体制・検討経過

(1) 港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会委員名簿

所属等	氏名
聖徳大学大学院講師	◎ 篠原 孝子
日本女子大学家政学部児童学科教授	○ 請川 滋大
みなと幼稚園長	北條 泰雅
霊南坂幼稚園長	後宮 敬爾
麻布山幼稚園長	麻布 恒子
教育委員会事務局教育推進部長	長谷川 浩義
教育委員会事務局教育推進部教育長室長	佐藤 博史
教育委員会事務局学校教育部学務課長	鈴木 健
教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長	村松 弘一
麻布幼稚園長（区立幼稚園長会長）	酒井 正美

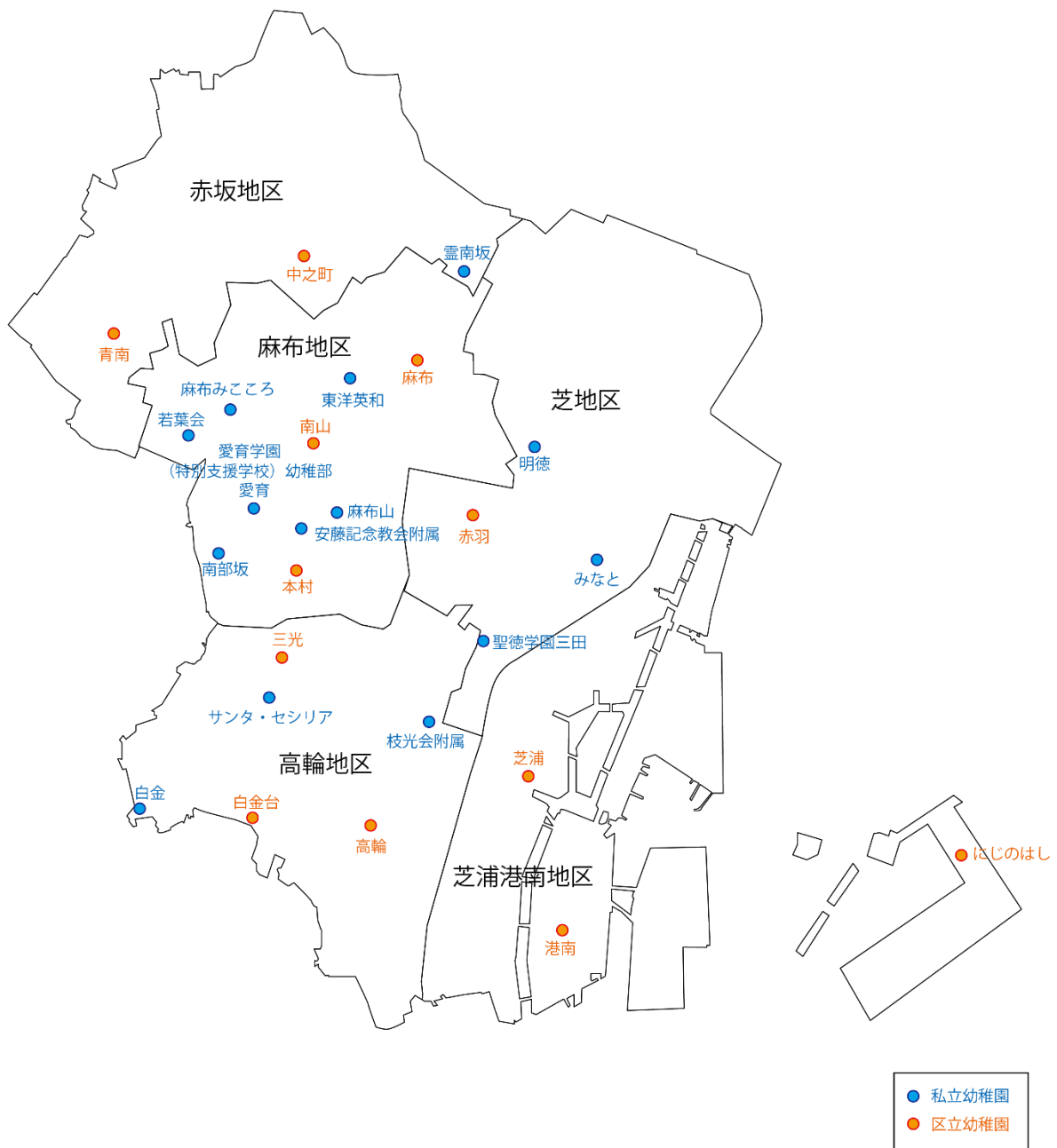
◎委員長、○副委員長

区立幼稚園、小・中学校関係者及び区職員については、令和5年4月1日時点の委員を掲載

(2) 港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会開催経過

開催日程	主な議事
第1回 令和4(2022)年8月25日	○港区幼児教育振興アクションプログラム見直しスケジュールについて ○港区幼児教育振興アクションプログラムの名称の変更について ○港区幼児教育振興アクションプログラムのアンケート調査について ○その他
第2回 令和5(2023)年1月31日	○港区幼児教育振興アクションプログラム改定に向けた背景等について ○港区幼児教育振興アクションプログラム改定スケジュールについて ○その他
第3回 令和5(2023)年5月26日	○新しい委員の紹介 ○港区幼児教育振興アクションプラン改定方針について ○その他
第4回 令和5(2023)年7月25日	○港区幼児教育振興アクションプラン改定方針について ○港区幼児教育振興アクションプラン素案（案）について ○その他
第5回 令和5(2023)年8月31日	○港区幼児教育振興アクションプラン素案（案）について ○その他

3 港区私立幼稚園・区立幼稚園配置図



4 関連計画一覧

名称等	内容
港区交通安全計画 計画期間： 令和3年度～令和7年度	交通事故等交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保するため、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
港区地域防災計画 計画期間：—	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画です。
港区生活安全行動計画 計画期間： 令和6年度～令和8年度	防犯、防火などの生活安全の観点から区を取り巻く課題を示し、今後の方向性と取組を具体的に明らかにするアクションプランです。
港区国際化推進プラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざす計画です。
港区子ども・子育て支援事業計画 計画期間： 令和2年度～令和6年度	幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。
港区生涯学習推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。
港区学校教育推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



5 用語解説

頭文字	用語	説明	掲載ページ
C	CEDEP	The Center for Early Childhood Development, Education, and Policy Research (東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター) の略。国内外の研究者や研究機関、子育てや保育・教育を実践している方々やその団体、実践のための制度に関わる国や自治体と連携し、子ども子育ての課題を協創探究し、解決の道筋を国際的に発信することを目的とした研究拠点。	48
D	DX	Digital Transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	15
I	ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。	10、11、20、29、38、41、49
	ICT支援員	幼稚園・学校ICTの専門家のこと	49
M	MINATOカリキュラム	港区において、区立小・中学校の指導の内容を、教科ごとに単元系統配列表にまとめたカリキュラムのこと。	43
S	SNS	Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイト上の会員制サービス。	27、29、59
5	5歳児指導ポイント集	様々な研究と実践例の中から、5歳児の幼児が自ら考え、主体的に生活することを目指した指導事例集。港区内の保育士や教員が、本ポイント集を日常的に活用することで、円滑な小学校教育への接続を目指している。	19
あ行	アカデミー	区立中学校の通学区域を単位とする各幼稚園、小・中学校による研究グループの名称。各アカデミーで区立幼稚園、小学校、中学校が連携した教育活動や指導方法について、研究を行っている。	43
	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。	12、16、62
	園務支援システム	幼児の情報を取り扱う園務処理を電子システム化したもの。幼児の登降園管理や保護者との連絡ツールとして活用しており、教職員の作業効率化を図ることができる。	25、49
か行	架け橋期の教育	義務教育開始前後の5歳児から小学校第1学年の2年間で「架け橋期」として保幼小が意識的に協働して子どもの発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくること、架け橋期の円滑な接続をより一層意識し、教育内容や指導方法を工夫し、架け橋期とそれにつながる時期、その後の時期を見通しながら教育の充実を図る取組全体のこと。	10、17、59

頭文字	用語	説明	掲載ページ
か行	家庭で大切にしたいことハンドブック	3、4歳児の保護者に向けて、幼稚園、保育園等と家庭との連続性や連携に向けて、時期ごとに家庭で大切にしたいポイントをまとめたもの。	19、31、59
	こども誰でも通園制度（仮称）	月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。国では令和6年度から制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。	16
さ行	小学校学習指導要領	教育基本法の定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めたもの。	17
	小学校入学前教育	幼稚園は、学校教育法に基づく学校であるため、「就学前教育」という言葉はそぐわない。そのため、保育園、認定こども園、幼稚園のどの施設からも小学校へ入学するという意味から、「小学校入学前教育」を使用している。	10、21、22、24、37、38
	小学校入学前教育カリキュラム	5歳児前期から幼稚園、保育園修了までの姿を含む5歳児全体のカリキュラムと、小学校1年生入学当初から1学期頃までのスタートカリキュラムをつなぐ全体のカリキュラムのこと。国が推進する「幼保小の架け橋プログラム」と同様に「架け橋期」である5歳児と小学校1年生の2年間を対象とし見直しを行っている。	7、9、19、22、24、38、39
た行	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	15
	特別支援アドバイザー	配慮を要する幼児に対して、専門的知識・技能を有するアドバイザーが幼稚園を訪問し、該当幼児に対する観察等をおして、教員への指導助言を行う。	32、62
は行	保育所保育指針	保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に係る事項と、これに関連する運営に関する事項について国が定めたもの。	17
	保幼小連絡コーディネーター	小学校区域ごとの連携・交流についての連絡・調整係。各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校で選出している。	43
ま行	満3歳児保育	学校教育法第26条に、満3歳から幼稚園に入園できる規定が設けられている。そのため、通常、幼稚園の3年保育では、子どもが3歳になって初めての4月に入園するが、この規定により、幼児が3歳の誕生日を迎えた後に4月を待たずに幼稚園での受入れを行うことを可能としている。	10
	みなときっずなび	5歳児の保護者に向けて、就学までに家庭で大切にしたい取り組みをリーフレットにまとめたもの。	19、59

頭文字	用語	説明	掲載ページ
ま行	港区教育ビジョン	社会状況や教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する時代において、より先進的・発展的な教育施策を推進するため、平成 27 年度から 10 年間の教育行政の根幹となる基本理念、めざす人間像、取組の基本的方向性を示すビジョン。港区における教育振興基本計画であり、教育大綱としても位置付けられている。	8
	港区幼稚園教育振興方針	今後の幼稚園教育振興の取組が社会環境の変化に適切に対応するよう、公私立幼稚園が相互に連携・協力して質の高いきめ細かな幼稚園教育を提供するための方向性を示すことを目的として平成 25 年度に策定。	65
	みんなと子どもすくすくアクション	区内在住の小学校入学前の子どもがある全世帯を対象としたアンケート調査を踏まえ、把握したニーズや課題に対応する新たな子育て支援策をまとめたもの。	7、19
や行	やさしい日本語マニュアル	やさしい日本語とは、外国人にも分かりやすく表現された日本語のこと。一般的に小学校 3 年生が教科書で習う漢字やひらがな、カタカナの表現のレベルとされている。区のやさしい日本語マニュアルでは、やさしい日本語による文書等の作成ルール等をまとめている。	61
	幼児教育	本アクションプランでは保育園等も含め 3 ～ 5 歳児に対しての教育を指す。	9、10、17、21、22、32、36、38、39、40、43、45、48、50、65
	幼稚園カウンセラー	心理の専門的知識を有するカウンセラーが幼稚園を訪問し、対象幼児の観察等をおして、子育てに対する不安や悩みを抱えている保護者に助言するとともに、発達面で課題のある幼児への対応について、教員への指導助言を行う。	10、22、42
	幼稚園教育	幼稚園で行う教育を指し、本アクションプランの中では幼稚園のみを対象とする場合に使用。	7、8、10、21、37、38、41
	幼稚園教育要領	教育基本法の定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるもの。	17、38、39、40、47
	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	子育てを巡る課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したもの。	17

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区幼児教育振興アクションプラン(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)
令和5(2023)年度改定版(素案)

令和5(2023)年11月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111(代表)